

官報

号 外
国会会議録

令和八年六月三日

○第二百一十一回 参議院会議録第十八号

令和八年六月三日(水曜日)

午後三時四十一分開議

○議事日程 第十八号

令和八年六月三日

午後三時四十分開議

第一 国務大臣の演説に関する件

第二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

財務大臣から財政について発言を求められております。これより発言を許します。片山さつき財務大臣。

(国務大臣片山さつき君登壇、拍手)

○国務大臣(片山さつき君) 今般、中東情勢を受けた更なる対応に必要な財政措置を講ずるため、令和八年度補正予算を提出することといたしました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要について御説明申し上げます。

令和八年六月三日 参議院会議録第十八号 国務大臣の演説に関する件

て、特別高圧電力やLPGガスの利用者への支援など、地域の実情に応じた支援を実施するための追加措置としての一千億円、今後への万全の備えとして、先日、電気・ガス料金支援のために使用決定した一般予備費について、その残高を一兆円に還元するため、約五千億円を計上するとともに、中東情勢に伴うエネルギー価格高騰など、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるものとして、中東情勢等対応予備費を創設し、二兆五千億円を計上しております。

歳入においては、特例公債を約三兆一千百億円発行することとしております。

この結果、令和八年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出ともに約三兆一千百億円増加し、約百二十五兆四千二百億円となります。

なお、先ほども申し上げたとおり、令和八年度一般会計補正予算の歳入として、約三兆一千百億円の特例公債を追加することとなりますが、その一方で、前年度分の特例公債のうち、今後六月までの発行が予定されている三兆円分については、

歳入・税外収入・歳出不用の見込みを踏まえると、実際には発行せずに済む見込みが立つております。このように、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで、市中への発行総額は増やさずに対応できるため、国債マーケットに影響を与えることなく、実行可能と考えております。

また、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

以上、令和八年度補正予算の概要について御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただきま

すようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。高木真理君。

(高木真理君登壇、拍手)

○高木真理君 立憲民主・無所属の高木真理です。

ただいま議題となりました令和八年度補正予算に係る財政演説に対し、会派を代表して質問いたします。

北上中の台風六号の被害状況が大変気になるところでありますけれども、被害が最小となることを祈念いたしまして、早速質問に入ります。

今回の補正予算の提案につながる軍事衝突がイランとイスラエル、アメリカの間に起きたのは、二月末のことでした。事態の鎮静化への働きかけが各方面からなされる中、攻撃の応酬はやまず、ホルムズ海峡のタンカーは留め置きとなり、原油等の供給不安から、瞬く間に経済への影響が開始しました。

例年より遅い日程で進んでいた参議院の当初予算の審議でも、この影響にどう対応するのかとの問いが続き、立憲、公明は共同で修正案も提出しました。

時間がたつにつれ、政府による代替調達、目詰まり解消の努力はなされたものの、値上げを余儀なくされる製品の数は増え、ナフサ由来等で欠品する棚の面積は広がるなど、事態は深刻になっていきます。物は足りているのだと目詰まりを強調されても、実際に手元に物が無い。これでは、政府への、政府の対応への不信任と先行きの不安が広がるばかりです。

もっと早くに補正予算を編成して国民の安心を確保すべきだったと思いますが、補正予算の編成が今般の事態が起きてから三か月もたつこの時期

になったのはなぜか、高市総理、お答えください。

中東情勢の行方は、なかなか先が見通せません。いつまで続くかで経済への影響度は変わってきますが、総理は、今回の中東情勢が日本経済に及ぼす影響の規模をどう捉えていますか。第三次オイルショックの到来を懸念する声も聞こえてきますが、併せて御認識を伺います。

私たち立憲、公明、中道の三党は、高市総理が大丈夫、問題ないを繰り返すばかりで現状を直視できているのか心配になる中、いち早く現場の実情を把握すべくアンケートを実施し、一万二千件を超える個人、法人から回答を得ました。悲痛でせっぱ詰まった声がたくさん届きました。そして、それらの声を集めて、三党合同の集会を開き、関係省庁に事態を伝達すると同時に、何が必要なのかを抽出し、緊急経済対策を政府に提言しました。この提言では、具体的に打つべき施策をリスト化して示しています。

一方、政府の今回の補正予算三・一兆円は、使用済みの予備費の埋め戻しの一般予備費〇・五兆円と中東情勢等対応予備費二・五兆円、加えて重点支援地方交付金〇・一兆円となっています。要は、中東情勢に対応するためという枠ははめているものの、三兆円もお金を予備費として政府に自由に使わせてほしいという中身です。

憲法八十三条は財政民主主義を定めています。「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」、予備費はこの例外として設けられたものであり、当然その使用は抑制的であるべきです。もちろん、これから起きる不測の事態もあるでしょうから、そこに

予備費を使うことは否定しません。しかし、三兆円という巨額の予算を丸々予備費とするのは財政民主主義に反すると思いますが、総理の御見解を伺います。

また、現時点で使用を想定している事業名と金額規模があれば、併せてお答えください。

次に、ガソリン等の価格引下げについて伺います。

今回の補正予算において電気・ガス料金の引下げ策が盛り込まれたことは、これから猛暑を控えるこの国において適切な判断であると評価します。重点支援地方交付金で特別高圧電力やLPガスの利用者支援等に支援を広げたことも歓迎します。

一方で、これまで続けてきたガソリン価格を百七十円程度とするために講じられてきた政策については、今後はどのような方針をお考えか、総理、お答えください。

ガソリン価格を一定水準に保つための補助金をこのまま維持し続ける場合、財政負担に歯止めが掛からなくなる想定があること、元売各社への支援方式について会計検査院が指摘していることなど、問題がある一方で、物流関係者や車なしでは生活が成り立たない地域の方々などへの影響が大きく、大変難しい問題です。国民の非常に強い関心があるかと思うので、総理、分かりやすくお答えください。

四年少し前から進行の見られる物価高ですが、今、中東情勢を受けて新たな局面に入っています。個人も企業も、この急速な物価上昇に対応するのは容易なことではありません。そうした中で、一番打撃を受けるのは、低所得

者であり、育ちのために削ってはいけない食料費や学習関連費が掛かる子育て世帯です。食料品の値上がり物が物価高の中でも群を抜いており、命を脅かす事態になっています。低所得者、子育て世帯のための給付金を支給すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

次に、政府が繰り返し説明している目詰まり対策について伺います。

政府は、川上の供給量は日本全体として確保できており、市中で物が足りないのは流通段階の目詰まりが原因であると説明しています。しかし、現実には供給不足感や品薄感はおお続いています。

私は建築関係者専用的大型店に足を運んでみましたが、接着剤、塗料、断熱材、塩ビ管など、実際に棚ががららになっていました。発注して問屋さんから買っている大工さんにも話を聞きましたが、物が入ってこなくなっているが、いつ来るかわからない、仕事の依頼は来ても、仕上げられる時期の見込みが立たないので注文を受けられないとのことでした。

石油由来の製品は様々に形を変えているので、命に関わる医療用の資材も含め、実に広範な分野に影響が及んでいます。実例を挙げていけば、本当にそれだけで質問時間がなくなるほどのです。

そして、流通過程は極めて広範かつ複雑です。政府が相談窓口へ寄せられた情報を一件一件解消を図っても、ごく一部しか解消されず、全体の解消にならないのではないのでしょうか。物がないうちに、あるあると政府に言われると、国民は政府の言葉を信じなくなります。結果、先行きに不安を感じる。少しでもある物を多めに買ってしまう。

悪循環です。

そこで、目詰まり解消一本足打法をやめて、供給不安心理そのものへの対策が必要ではないかと思いますが、総理の認識を伺います。

原油について、代替調達を進めた結果、先日の総理会見では三月末を越えてももつと言える状態になったとのことで、努力を評価したいと思っています。

しかし、今までの通常時に中東から輸入していたのと同量が確保されているわけではありません。

ナフサについては、昨日の中東情勢の関係閣僚会議についての報道によれば、代替調達を含め、従来の八五％の量が確保されており、川中の製品在庫の活用と川中の製品調達を含めれば不足はないというのが政府の説明ですが、やはり通常時の八五％の分量しか原料が入ってきていないというのが事実であって、それが不安を呼んでいます。

川中のものを計算に入れる説明とせず、早めの段階で、不安心理払拭のため、一時的にしつかり全体量を通常時と同じように確保する策を取ることはできないのか、総理に伺います。

なお、報道によれば、昨日の会議では、特に在庫が比較的少ない塗料、シンナー用の原料について、石油化学メーカーに加えて石油元売から、これまでを大幅に超える量をメーカーなどへ新たに直接供給すると説明されたそうです。今日行われる質問の通告を御覧になって、何か対応するということが御発信されたのではないかとも思いますが、塗料、シンナー以外にも影響は出ているので、一時的な通常時と同量の確保につき、お答えいただきたいと思っています。

医療基盤物資を含むナフサ由来の基礎化学品は、安定供給がないと命に関わる一大事です。目詰まりがあつてはなりません。しかし、現在の混乱状況の中では、自然な経済活動に委ねていたのでは、いつ流れが細くなったり止まつてしまつたりするか分かりません。優先供給のルートや仕組みをつくる必要があると思いますが、総理の見解を伺います。

次に、節約について伺います。

総理は、踏み込んだ節約は要請せず、例年通りの節約を呼びかける旨表明されています。そうした中、足りているという政府の説明に反して物が無い現状を目の当たりにして、どうしても国民が不安になつていくのです。

そこで、私は、国民が安心できる形の節約はどうだろうかと思ひます。先ほど、不安回避のためには代替調達を通常時と同量とできないかといひましたが、それが難しい場合に有効です。

無理のない具体的な量の節約の呼びかけをし、その量さえ節約すれば全体の計画が十分に足りることを緻密な計画に基づいて発表します。これには、命に関わる物資などへの優先供給も組み込まれることとなります。政府が現実を的確につかみ、有効な対応策があることを示せば国民の不安心理を払拭できるのではと考えますが、総理、いかがでしょうか。

次に、事業者支援について伺います。

コロナ禍の際のような人流が止まるというような事態ではないものの、経済活動には深刻な影響が出ています。物が無いから、注文はあるのに仕事ができない。原材料が急騰しているが、思うように価格転嫁ができない。現下の人手不足状況も

あるので、まさに企業は何重苦にもあえいでいます。

政府は、日本政策金融公庫等、政府系の金融機関が実施するセーフティネット貸付けの要件緩和を行つていくことで、この点は評価したいと思いますが、加えて、雇用調整助成金の予算枠を増やし、要件緩和や助成率の引上げなど支援を拡充すべきと考えますが、いかがお考えか、総理に伺います。

物価の上昇スピードが速いと、価格転嫁ができない事業では死活問題が生じてきます。公定価格でサービスを行つていく医療、介護、障害福祉などの分野です。

昨年の補正予算において医療等の分野への緊急支援が行われ、診療報酬のプラス改定、介護報酬の臨時改定など、一定の目配りは評価しますが、今回の緊急事態はこれらの措置の後に発生しています。更なる支援策がなぜ今回の補正予算に盛り込まれなかったのか、総理、お答えください。

続いて、未来に向けてピンチをチャンスに変える方策について伺います。

過去のオイルショックでは、今回のような石油備蓄がなかった日本は大変苦しみました。しかし、その中で省エネ技術の開発を促進し、大いなる成果を生み出しました。

今回もこのピンチをチャンスに変えませんか。それこそ、これからの日本列島を強く豊かにする投資を、省エネ、そしてエネルギーをつくる創エネに積極的に振り向けていきませんか。

まず、創エネです、あつ、省エネです。

日本は、石油ショックのときに世界に先駆けて大幅な省エネを達成し、その技術を生かして経済

大国になりました。今回も、この機に省エネ機器や省エネ家電への買換え促進、断熱住宅の普及促進、熱の有効活用などへの支援をより拡充する補正を組むことで、国民の意識を縮み志向から未来への攻めへの志向へと変えていく。国民にとつても行動に移す動機は十分です。総理会見にあつた例年どおりの呼びかけでは不十分です。

し進めるための施策を補正予算に盛り込むべきではないでしょうか。総理の見解を伺います。

ここまで補正予算の歳出面について伺つてきましたが、歳入面について伺います。

財源については、特例公債を活用する一方、市中への発行総額は増やさずに対応可とのこと。現政権の方針、責任ある積極財政にあつて、市中の発行総額を増やさずに補正予算が組めることは、増やしてしまうよりましとは思ひます。

次に、創エネです。

再生可能エネルギーについて、今、日本では、メガソーラーが自然環境を壊す、再エネ賦課金が高いなど、ネガティブな印象が強くなつています。

今回、補正予算編成の二ユースが流れた日に、財政悪化を心配する向きから長期金利の高騰が見られるなど、市場には敏感な動きが見られる中、債務残高への市場の敏感さに鑑みると、公債依存度を下げる対応が必要ではないでしょうか。併せて認識を伺います。

しかし、世界ではこの十年で太陽光が十二・五倍、蓄電池が百倍以上、電気自動車が五十三倍と、エネルギー転換が加速度的に進んでいます。日本の再生エネルギー電気の割合は二五％で、原子力大国と言われるフランスの三五％より低い数値となつていくという極めて情けない状況となつていきます。

続いて、総理と国民とのコミュニケーションの観点から伺います。

今回の補正予算編成に至るまで、多方面から編成を求める声がある中、総理は不要との立場を貫きました。国民からは、なぜそこまでいこじになるのか分からなかったと思ひます。

初期商用段階のペロブスカイト太陽電池にも期待しますが、既に実用化されているプラグインPやコストの安いLFP蓄電池をもつと積極的に取り入れて、世界の常識の中で技術的に飛躍できる国へと推し進めていくべき転換点に今いるのではないのでしょうか。今こそ化石燃料依存を脱却し、再生可能エネルギーの大幅導入を行うことは、経済安全保障にも資すると考えています。

総理会見でも創エネに言及されていますが、本年度の予算の範囲での御発言にとどまつています。この緊急事態を契機として、創エネを前に推

します。総理とマスコミとのやり取りは、国民との

コミュニケーションでもあります。この危機を総理が国民とともに乗り越えようと思うなら、国民と対話をする思いで、マスコミとも双方方向のやり取りで相互理解を深める必要があるのではないのでしょうか。

総理はSNSでも発信していると官房長官は説明しましたが、SNSでの発信は基本、一方通行です。メディアを通じた国民との対話は重要と考えますが、総理の御見解を伺います。

国民とのコミュニケーションという意味では、国会審議が何よりも重要です。国会は、国民の声を集め、国民に代わって議論する場です。

しかし、さきの総選挙における自民党の大勝以降、与党から出てくる審議時間の提案は、びつくりするほど短いものが増えました。今回の補正予算案につき、最初の与党提案は衆参の予算委員会が半日ずつ。これまで通例二日ずつですから、極めて異例です。総理は、それは国会がお決めることとおっしゃるかもしれませんが、これほど短い提案は以前なかったことを鑑みるに、やはり総理の意向ではと勘ぐります。ほぼ全部予備費だから、中身は答える必要がないので議論は不要とおっしゃっているのでしょうか。あるいは、総理は、自分は万事うまくやるので、国民は関心を持つ必要がないとおっしゃるのでしょうか。

いずれにしても、今回の危機は、国民に説明せず、国民を蚊帳の外に置くような形で乗り越えられるものではないのですから、国民の代表たる国会への説明は必要なのです。衆議院では与党の数が圧倒的になっていますが、民主主義では、少数者も含めて、それぞれが納得するための議論と手続を経ることが重要です。これらの認識に立つと

き、国会の審議日程の短縮化をどう受け止めているのか、総理の認識を伺います。

危機を必要以上におおるつもりはありません。しかし、今は国難とも言える状況にあります。だからこそ、対話の中でより良き道を探り、政府の持つ機能を生かして支え合い、乗り越える、これが必要です。そして、経済活動をむやみに縮小させることなく、むしろ新しい時代に向けて飛躍する体質へとこの国は生まれ変わっていく、そうした機会とするために今この危機を生かそうではありませんか。

今回の補正予算審議が国難を乗り越えるための良き知恵を出し合う機会となることを願い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(高市早苗君) 高木真理議員の御質問にお答えいたします。

補正予算の編成時期と中東情勢が日本経済に及ぼす影響についてお尋ねがありました。政府としては、中東情勢への対応として、燃料油価格の激変緩和措置など様々な支援策を講じるとともに、一兆円の令和八年度予備費を活用し、この夏の電気・ガス料金支援を決定するなど必要な対応を行ってきたところです。

その上で、今般の補正予算については、中東情勢は依然として不透明である中、今後の物価動向や経済に与える影響を十分注視しつつ、与党の提言も踏まえて、国民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、リスクの最小化の観点から万全の備えを取るべく編成することとしたもので

ございます。

中東情勢は依然として不透明である中、お尋ねの日本経済に及ぼす影響について予断を持つてお答えすることは困難ですが、今後の物価動向や経済に与える影響を十分注視し、本補正予算も活用しつつ、臨機応変に対応してまいります。

中東情勢等対応予備費の使途や規模、財政民主主義との関係についてお尋ねがありました。

今回の補正予算では、今後への万全の備えのため中東情勢等対応予備費を創設することとしております。この中東情勢等対応予備費は、中東情勢に伴うエネルギー価格高騰といった我が国経済への影響への対応を始め、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるようにするものです。本予備費を活用した必要な対応策については、その規模を含め、中東情勢が不透明な中、今後の物価動向や経済に与える影響を注視しつつ、必要に応じタイムリーに対応する観点から検討していくこととしています。

その上で、予備費は見し難い予算の不足に充てるための制度であり、今申し上げた状況に対応するために必要な予備費を確保することは、予算措置の在り方として適切かつ必要な対応と考えております。

いずれにしても、予備費につきましては、これまでも、憲法、財政法の規定に従い、国会で予算の一部として計上をお認めいただいた上で、必要性や緊急性等を検討の上で使用決定してきており、これからも、適切な運用を行い、十分な説明責任を果たしていくことが財政民主主義の観点から重要だと考えております。

ガソリンへの燃料価格抑制策についてお尋ねが

ありました。

本措置は激変緩和措置であって、中東情勢、価格動向、支援の持続可能性を勘案しつつ、柔軟な対応が必要といった与党、野党の皆様の御指摘も踏まえ、今後、必要に応じ、支援単価を含め、支援の在り方を柔軟に検討してまいります。

低所得者、子育て世帯向け給付についてお尋ねがありました。

足下の物価高への対応としては、子供一人当たり二万円の物価高対応子育て応援手当等により、一世帯当たり標準的に年間八万円を超える支援を盛り込んだ昨年の経済対策や令和七年度補正予算の早期執行、公定価格に経済・物価動向等を反映させた令和八年度予算の執行に取り組んでいます。

また、今般の中東情勢を受け、本年三月から緊急的激変緩和措置によるガソリン等の価格を抑えるための補助を開始するとともに、五月二十六日には、電気・ガス料金について、標準的な御家庭で七月から九月の三か月で五千円の負担軽減となるよう、令和八年度予算の予備費を使用決定しました。

こうした様々な支援策を講じており、御提案の低所得者、子育て世帯向け給付を含め、御審議いただいている令和八年度補正予算に含まれていない新たな予算措置を行うことは考えておりませんが、引き続き、中東情勢が物価動向や経済に与える影響を注視し、経済財政運営に万全を期してまいります。

石油関連製品の供給と医療への優先供給の必要性についてお尋ねがありました。

ナフサの代替調達従来は八五％の水準まで回

復しており、川中の製品輸入も大幅に進んでおります。

さらに、昨日の会議についてのお話がいましたが、関係事業者の方々と時間を掛けて調整をした上で、シンナー、塗料メーカーに、原料のトルエンやキシレンを石油化学メーカーのみならず石油元売からも従来を大きく超える量を新たに直接供給することで、例年の需要の一・八倍の供給を可能にする旨を発表しました。

議員御指摘の塗料、シンナー以外のナフサ関連製品については十分な量の在庫が確認されており、また、塩ビ管、断熱材を含むそれら関連製品の製造事業者からは、四月まで前年と同水準又はそれ以上の供給実績があり、今後も継続的に供給できる見通しであることが発信されています。

他方、一部では、不安心理などによって供給の偏りや流通の目詰まりが生じており、塩ビ管、断熱材など相談が引き続き多いものについては、供給見通しの共有不足、実績以上の発注などによる目詰まり解消の取組を強化します。代替調達の大に加えて、こうした取組を通じてサプライチェーン全体での製品供給を確保して、安定的な供給を進めてまいります。

また、国民の皆様のに直結する医薬品や医療機器、医療物資については、厚生労働大臣と経済産業大臣が連携し、代替製品を世界全体から調達するとともに、石油製品の優先供給などを通じて五十三の医療関連物資の安定供給が実現しております。

また、国が備蓄している医療用手袋については、五千七十七の医療機関等に対して最大千九百八十万枚を配布することとし、既に千百七十八の

医療機関等に対して四百二十六万枚の配送手続を完了しました。

このように、国民の皆様への命や暮らしを支える分野でのお困り事一件一件、着実に解消してまいります。

政府による状況把握と国民の皆様への不安払拭についてお尋ねがありました。

石油備蓄の放出や各国からの代替調達を通じて、原油やナフサを含む石油関連製品については日本全体として必要となる量は確保できており、具体的な数値目標を伴うような節約を皆様にお願いせずとも、年度を越えて原油や石油関連製品の安定供給可能なめどが付いております。

他方、一部で生じている供給の偏りや流通の目詰まりについては、全国約一千か所の特別相談窓口や全国の地方経済産業局を通じて業種横断でサプライチェーンの情報を集約し、一つ一つ確実に解消するとともに、これらの解決事例を発信しております。

また、先ほど申し上げましたが、川中製品のポリエチレンなどや川下製品の塗料、シンナー、塩ビ管、断熱材といった製造事業者からは、四月まで前年と同水準又はそれ以上の供給実績があり、今後も継続的に供給できる見通しであることが発信されています。

このように、情報把握と有効な対応策の実行、その成果などの情報発信を通じて国民の皆様への不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。雇用調整助成金と医療・介護分野への支援のお尋ねがありました。まず、雇用調整助成金に関して、コロナ禍での特例措置については、国が事業主に対し強い休業

要請を行った際の異例の対応であり、今般の状況とは性質の異なるものと考えております。

中東情勢に伴う雇用調整助成金に係る休業計画届件数は、今年三月末からの約二か月間で百七十五件と、昨年四月と五月の合計三千九百三十二件と比較すると限定的であります。現時点で要件緩和や助成率の引上げなどの特例措置を行う状況にはないと考えています。

その上で、必要な方には円滑に雇用調整助成金の活用が進むよう、全国の労働局と経済産業局などがしっかりと連携し、ブッシュ型で情報提供を進めるなど、活用支援に取り組んでまいります。

医療機関や介護事業者などへの支援については、令和七年度補正予算において、医療・介護等支援パッケージなどにより支援を行っております。

省エネ及び創エネ、特に再生可能エネルギーについてお尋ねがありました。

省エネについては、エネルギー価格高騰への対応やエネルギー安全保障の観点から重要であり、令和七年度補正予算と令和八年度当初予算により、企業の省エネ設備投資や家庭の断熱窓、高効率給湯器などの導入を数千億円規模の予算で支援するとともに、企業の省エネ技術開発についても支援を行っています。こうした支援措置を最大限活用し、省エネ技術の開発や普及を加速してまいります。

また、エネルギーの自給率を高めるとともに、議員御指摘の創エネを推進する上で、再生可能エネルギーは重要です。ペロブスカイト太陽電池や地熱発電など、我が国が強みを持つ危機管理投資として日本成長戦略に位置付け、国内での導入を

促進するのみならず、世界のエネルギー制約を乗り越える製品、技術、インフラの海外展開を強力に推進することで日本の成長につなげてまいります。

メディアを通じて国民の皆様との対話についてお尋ねがありました。

国民の皆様への情報収集の手段が多様化する中、政策内容などについて国民の皆様への丁寧にお伝えする方法として、SNSの重要性は高まっていると認識しています。一方、様々な御質問にお答えする機会として、御指摘の記者会見や国会の場で議論も重要と考えております。

多様な方法をどのように組み合わせるのか、国民の皆様とコミュニケーションを図るのが好ましいのか、試行錯誤しながら見出していきたいと考えています。

国会の審議日程についてお尋ねがございました。

国会審議の進め方は国会でお決めいただくものであり、出席の要請がありましたら出席をして誠に答弁をさせていただきます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣片山さつき君登壇、拍手〕
○国務大臣(片山さつき君) 高木議員から、補正予算の歳入についてお尋ねがありました。

現在、基金も含め、租税特別措置、補助金の見直しに取り組んでいるところですが、国民からの御提案も踏まえ、現在各府省庁において自己点検を行っていた中で、現在最中であり、今般の補正予算においては、基金からの返納金は計上しておりません。

その上で、歳入については、真に緊急性のある一時的な対応として特例公債を発行することとしておりますが、国債発行額全体の中で調整を行うことで市中への発行額は増やさずに対応することとしており、国債マーケットに大きな影響を与えることなく実行可能なものと考えております。
(拍手)

○議長 関口昌一君 長谷川岳君。

(長谷川岳君登壇、拍手)

○長谷川岳君 自由民主党の長谷川岳です。

会派を代表して、令和八年度補正予算案に係る財政演説に対して質問いたします。
冒頭、台風六号が勢力を保ち進行中です。政府における被害状況の把握及び対応について伺います。

物価高は国民生活を直撃しています。燃料、電気、食料、資材、物流、人件費など、あらゆるコストが上昇し、暮らしと地域経済に更なる不安を与えています。

政府は、原油調達先の多角化、物価高対策、エネルギー価格対策、中小企業・小規模事業者支援など、必要な施策を積み重ねてきました。一方、地方の現場では、依然として不安の声も聞こえています。

補正予算編成も含め、国民の不安解消に向けた総理の思いを伺います。

初めに、中東情勢に起因する物資供給への不安解消について伺います。

中東情勢の悪化から三か月以上が経過し、ナフサに由来する物資、特に建設現場に不可欠なシンナー、塗料などに供給の偏りや流通の目詰まりが生じ、また、一部の地域ではビニール袋の買い増しも起きています。政府は、原油の国家備蓄の放出やナフサの海外からの代替調達の拡大など、供給側からの対策を講じてきました。

一方、供給量が確保されていても、消費者や事業者の不安が解消されなければ、買い増しなどの消費行動は変わりません。不安の広がりによる悪循環が、供給の偏りだけでなく、原料価格の上昇分を超える価格高騰を招いているとも考えられます。不安を解消し、流通を安定させるためには、政府が主張してきた必要な量に加えて、必要な価格で購入できることが必要なのです。

政府では、赤澤大臣を中心に対策を進め、また、消費者側へのアプローチとしては、国土交通省の地方整備局が一人親方などの工務店の状況把握を開始していることと承知しています。こうした動きを一層加速し、国全体での視点からもう一段踏み込み、例えば、地方ブロックごとに経済産業局を始め地方整備局、財務局、農政局、運輸局、総合通信局など、省庁の垣根を越えて連携したタスクフォースを設けるべきではないかと考えますが、総理のお考えを伺います。

次に、地方自治体が直面する課題について伺います。地方自治体における公共工事のコストが著しく上昇しています。こうした状況は、地域の社会インフラの整備や管理に直接影響を及ぼすものであり、特に財政基盤の脆弱な地方自治体においては、必要な事業の継続に支障が生じるのではないかと強く懸念しています。

事業の担い手が持続可能な形で地域のインフラ整備を担っていくためには、資材価格や労務費の上昇分を適切に契約金額に反映させる、いわゆるスライド条項の活用が地方自治体にとって不可欠ですが、地方自治体にとってはその導入、運用が十分に進んでいません。国として、地方自治体の公共事業におけるスライド条項の導入及び適切な運用を促進し、価格転嫁の徹底を図るべきと考えます。

一方、価格転嫁を徹底すると、地方自治体の財政負担が増加します。この地方自治体の積極的な取組を後押しするためにも、国による財政支援が必要だと考えます。この財政負担の増加分について、今回の補正予算案に盛り込まれた重点支援地方交付金が活用できるのでしょうか。併せて総理にお伺いいたします。

全国の地方自治体の中でも、とりわけ過疎地域の自治体は、従来から続く人手不足、資材価格の高騰に加え、中東情勢の緊迫化が追い打ちを掛け、大変苦しい状況にあります。過疎地域の地方自治体にとって、過疎対策事業債は幅広い事業を支える極めて重要な財源であり、この財源なくしては地域のインフラを維持することすら困難な状況です。

そこで、過疎地域の地方自治体が地域住民の生活を守り、地域の活力を維持発展させていくための過疎対策事業債について、総額確保と、さらに、中東情勢の緊迫化を受けた今後の見通しについて、総理のお考えをお聞かせください。

最後に、為替の急激な変動、いわゆる為替ボラティリティーについて伺います。

現下の物価高の背景には、中東情勢を含む国際情勢の不安定化や資源価格の上昇だけではなく、為替の大きな変動があります。政府が物価高対策

を講じて、為替が急激に変動すれば、その効果は大きく損なわれます。

国際金融市場が拡大、高度化する中で、二〇二五年時点において、為替取引のうち金融取引が約九五%を占め、投機的取引を含めた金融要因が貿易要因を凌駕し、為替相場に大きな影響を与えています。

かつて、為替相場を一定の範囲に誘導するバンド制といった議論もなされていましたが、日本として、現下の市場環境を踏まえ、国際的なイニシアチブを発揮しながら、急激な為替変動を抑制するための新しい枠組みを検討し、推進する時期にきていると考えます。

高市政権の最重要課題であると考えますが、総理のお考えを伺います。

以上、五点について、総理にお伺いします。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(高市早苗君) 長谷川岳議員の御質問にお答えいたします。

台風六号についてお尋ねがありました。

台風六号によって広い地域で大雨となり、本日早朝には、和歌山県の古座川でレベル五の氾濫特別警報が発表されたほか、東京都を含む広い地域でレベル四の危険警報が発表されました。各地で負傷者や住家被害が発生しているとの報告を受けており、現在も被害を確認中です。

被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

政府としては、五月二十九日に関係省庁会議を開催するとともに、官邸危機管理センターに情報連絡室を設置するなど、台風の接近に備えて

まいりました。また、本日、情報連絡室を官邸連絡室に格上げし、私からも、被害状況の把握、被災者の救命救助などの災害応急対策、そして国民の皆様に対する適時的確な情報提供などを指示し、対応に当たっております。

被害が既に発生している地域や警報が発表されている地域の皆様におかれましては、自治体の避難情報に十分注意していただき、少しでも危険を感じれば、ちゅうちょせず、早めに自らの命を守る行動を取っていただくようお願い申し上げます。

また、雨が収まった地域でも、これまでの雨で地盤が緩み土砂災害が起きるおそれがあることから、油断することなく、命を守る行動を取っていただくようお願い申し上げます。

中東情勢に起因する物資供給の不安解消のための地方機関の連携についてお尋ねがありました。

地方の消費者や事業者の皆様の御不安を解消するためには、議員御指摘のとおり、地方機関の連携強化を通じて川下の事業者へのアプローチが極めて重要です。既に目詰まりが頻繁に発生していると考えられる一人親方や工務店、自動車整備工場、パン、菓子などの販売店について、地方経産局と整備局、運輸局、農政局が連携を強化し、窓口への情報提供を待つのではなくプッシュ型で、川中から川下の流通過程の実態把握と目詰まり解消に取り組んでいます。

さらに、昨日の関係閣僚会議において、園芸農家や中小製造業も対象に追加して取り組むよう関係閣僚に指示いたしました。

議員御指摘の消費者側へのアプローチも含め、

令和八年六月三日 参議院会議録第十八号 国務大臣の演説に関する件

省庁の垣根を越えた地方機関の連携を強化し、地方ブロック単位での取組を加速してまいります。

次に、地方自治体の公共工事における価格転嫁の徹底についてお尋ねがありました。

政府としては、入札契約適正化の観点から、自治体に対して通知を発出するとともに、あらゆる会議の場を通じて働きかけを行うなど、公共工事におけるスライド条項の導入を促してまいりましたが、依然として取組の進んでいない自治体もあることから、改善に向けて個別に助言を実施するなど、より一層取組の徹底を図ってまいります。

また、議員御指摘の重点支援地方交付金につきましては、令和七年度補正予算で二兆円を措置し、さらに、今回の補正予算で一千億円を追加措置することとしております。自治体の公共調達における価格転嫁の円滑化の取組については、交付金の推奨事業メニューとしてお示しすることとしており、地域の実情に応じて自治体で御活用いただけます。

過疎対策事業債についてお尋ねがありました。過疎対策事業債は、財政基盤が脆弱な過疎市町村を財政面で支える重要な役割を果たしています。令和八年度においては、資材価格の高騰により建設事業費の上昇が続いている状況などを踏まえ、前年度比二百億円増の六千億円を確保しました。中東情勢は依然として不透明ですので、経済・物価動向や過疎市町村への影響を注視し、事業継続に支障が生じないよう、所要額をしっかりと確保してまいります。

為替政策についてお尋ねがありました。まず、御指摘のとおり、投機的な取引を含む、いわゆる実需に基づかない取引が為替相場に大き

な影響を与えるようになってきていると承知をしております。そして、こうした為替相場の変動が輸出入などを通じて国民生活や企業の事業活動に影響を及ぼすことから、為替政策は経済を支える上で重要であると考えております。

この観点も念頭に、これまでのG7、G20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、為替に関しては、為替レートの過度な変動や無秩序な動きは経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることなどについて確認されています。

そして、日米間でも、昨年九月に為替に焦点を当てた初めての日米声明である日米財務大臣共同声明を発出し、こうした点を確認しました。さらに、先日、五月十二日の片山大臣とベッセント長官との会談においては、この共同声明に沿って両国間で一層緊密に連携していくことを確認しております。

これらの取組の上に、日米間を始めとする国際的な連携を一層深化させていきたいと考えています。

御指摘の為替については、必要に応じ、いつても適切に対応してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 後藤斎君。

(後藤斎君登壇、拍手)

○後藤斎君 国民民主党・新緑風会の後藤斎でございます。

会派を代表し、質問をいたします。今、国民生活を覆う最大の不安は、明日の暮らしの見通しが立たない不安です。食品、電気、ガソリン、物流費、建設資材、農業資材など、あらゆる価格が上がり続ける一方、賃金上昇は物価高

に十分追い付かず、国民は深刻な負担増に直面しています。

政府は、補正予算を通じ、迅速かつ的確な支援を行う必要があります。国民民主党は、現役世代の手取りを増やし、家計を支え、地域経済を下支えする政策を建設的に提案してまいりました。しかし、財源、対象、効果が曖昧なままでは、国民の安心にはつながりません。財政への信認が揺らげば、金利上昇、円安、輸入物価上昇を通じ、更なる物価高を招きかねません。

政府は、今回、国民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう、リスクの最小化の観点から資金面で万全の備えを取る補正予算であると説明をされています。必要な投資をためらわない姿勢は重要です。しかし、予備費を積み上げるだけではなく、目的、執行の透明性を明確に示すべきです。財源を安易に新規国債に頼れば、財政悪化懸念を通じて円安と輸入物価上昇を招き、国民生活を再び苦しめるおそれがあります。

今回の補正予算の財源をどのように調達するのか、改めて財務大臣にお聞きをいたします。

次に、エネルギー安全保障について伺います。中東情勢の緊迫化は、我が国の経済と暮らしが地政学リスクに大きく左右される構造であること、を改めて示しました。原油、LNG、石油製品、肥料原料、食料のいずれかが滞れば、国民生活と産業活動は大きな打撃を受けます。量が足りていても、価格高騰、納期不安定、地域、業種ごとの偏在が生じれば、現場にとっては事実上の供給危機です。特にナフサは、プラスチック、塗料、医療資材など、数千種類に及ぶ生活と産業を支える基礎原料です。

政府は、直ちに供給不安、不足の状況にはないとしておりますが、現場では、調達価格の高騰や納期遅延が広がっています。政府は、足りていると説明するだけではなく、数量、価格、納期、品目別、地域別、業種別の影響をしっかりと把握をし、分かりやすく公表すべきです。

化学メーカーに限らず、医療、農業、自動車、建設など幅広い産業への影響を緊急点検をし、政府説明と現場のギャップに早急に対応すべきと考えますが、総理の御見解をお伺いします。

ナフサの構造問題、構造にも課題があります。ナフサの中東依存は、輸入、国内精製を合わせて七〇%を超え、我が国の石油化学産業は中東リスクから逃れられません。

政府は、どの程度の依存度をリスクと認識し、どの水準まで引き下げること目標としているのか、あわせて、ホルムズ海峡の封鎖が長期化した場合の代替調達の可能性をどのように考えているのか、経産大臣にお伺いいたします。

次に、ガソリン等への価格抑制策について伺います。

原油価格高騰や中東情勢の緊迫化が国民生活と日本経済に深刻な影響を及ぼす中、燃油価格の急騰を抑える政策対応は必要です。しかし、補助金を長期にわたり全利用者に一律に継続することは、財政負担の面でも、市場価格をゆがめる面でも、持続可能とは言えません。

物流、公共交通、農林漁業など、真に支援が必要な分野への重点支援を強める一方、ガソリン一リットル百七十円目安も見直すなど、制度全体にめり張りをつけ、持続可能な形へ変更すべきと考えます。あわせて、価格抑制の対象にナフサを加

え、供給の安定、価格高騰を抑えるべきと考えますが、総理の御見解をお伺いします。

次に、原油、LNGの調達多角化について伺います。

中東は重要な供給地域ですが、依存度が高過ぎることは危機時の脆弱性です。複数の供給源、輸送ルート、契約形態を持つことは、価格交渉力を高め、国民負担を抑えるためにも不可欠です。

政府は、原油、LNGについて、どの程度の中東依存をリスクとみなし、どう多角化することを目標としているのか、経産大臣にお伺いします。

次に、備蓄政策について伺います。

我が国には、原油、レアメタルなどの国家、民間備蓄制度があります。食料についても、米の国家備蓄があります。一方、国民生活と産業の基礎物資であるナフサの備えは制度化されておりません。

保管コストや品質管理の課題はありますが、政府は、一九九三年まで存在した民間備蓄支援の法制化を早期に検討すべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

次に、下水道のエネルギー利用について伺います。

エネルギー安全保障は、国内資源の最大化を図ることも大切です。その一つが下水道です。下水汚泥は処理すべく廃棄物ではなく、発電、リン肥料に活用できるバイオマス資源です。

下水道処理センターを単なる処理インフラではなく、地域の再生エネルギーと資源循環の拠点と位置付け、下水汚泥発電、リン肥料回収を早期に一体的に推進すべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

次に、肥料ショックについて伺います。

ホルムズ海峡の混乱は、原油やLNGだけの問題ではありません。肥料価格の高騰は農家の経営を圧迫をし、最終的には食料品価格の上昇となつて国民を苦しめます。日本は、食料自給率が低く、肥料原料の多くも海外に依存しています。中東リスクが長期化すれば、肥料ショックが起きかねません。

肥料及び肥料原料について、調達先の多角化を早急に進めるべきと考えますが、農水大臣の見解をお伺いします。

また、肥料は世界の食料生産を支える基盤物資でありながら、危機時の国際協調は十分とは言えません。日本は、国際社会において肥料や肥料原料の国際的な備蓄、融通の仕組みづくりを主導すべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

最後に、氣候リスクについて伺います。

気象庁は、今年の夏までにエルニーニョ現象が発生する可能性が高いとしております。高温、干ばつ、豪雨などが世界各地で起きれば、農作物の不作、食料品価格の上昇につながります。エネルギーと肥料の供給不安に氣候リスクが重なれば、国民生活への影響は更に深刻になります。政府は早めの対策を講じるべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

終わりに、中東情勢の緊迫化、資源価格の高騰、供給不足、物価高、食料安全保障への不安、日本は今、複合的な危機に直面をしています。こうした局面で政府に求められているのは、風林火山の精神です。国民生活を守る緊急対策は、速きこと風ののごとく、迅速に実行する。国民生活と産業基盤を守る意思は、静かなること林のごと

く、ぶれることなく堅持をする。危機への備えと供給網の強化は、侵略すること火のごとく、果断に進める。そして、財政への信認と国家の持続可能性は、動かざること山ののごとし、揺るぎなく守り抜く。場当たり的ではなく、迅速性と戦略性を備えた危機対応を政府に強く求め、私の質問を終わります。

なお、答弁が不十分な場合は再質問させていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(高市早苗君) 後藤斎議員の御質問にお答えいたします。

ナフサの供給状況と産業への影響についてお尋ねがございました。

ナフサについては、代替調達が進み、従来の八五%の水準まで回復するとともに、川中の製品輸入が大幅に進んだため、四月の在庫活用を〇・一か月分に抑えることができ、現時点の中間在庫は一・七か月分となっています。このため、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は、年度を越えて供給が継続できる見通しです。

昨日の中東関係閣僚会議では、シンナー、塗料、塩ビ管といった川下製品ごとに川中在庫の量を公表いたしました。あわせて、ナフサ関連のサプライチェーンの川上から川下まで八つの業界団体が、四月まで前年と同水準又はそれ以上の供給実績があり、今後も継続的に供給できる見通しについて定量的に発信されている旨も御紹介しました。

加えて、目詰まりが頻繁に発生していると考えられる一人親方や工務店、自動車整備工場、パ

ン、菓子など販売店、園芸農家、中小製造業について、地方経産局と整備局、運輸局、農政局が連携を強化し、窓口への情報提供を待つのではなくプッシュ型で、川中から川下の流通過程の実態把握と目詰まり解消に取り組んでいます。

また、議員も国土交通委員会において御指摘くださいましたように、ナフサ関連製品の調達価格高騰について幅広い産業分野においてお困りの声があることについて、政府としては重く受け止めております。

調達価格高騰については、これまでコスト上昇の価格転嫁が進むよう広く支援を行ってきたところですが、

その上で、ナフサに由来する石油製品の商流が広範で多層にわたることを踏まえて、どのような措置をとることが効果的かについて検討を行い、

した結果、まずは、特に中間在庫の量が他のナフサ関連製品と比較して少ない塗料やシンナーの原料であるトルエンやキシレンについて、従来の石油化学メーカーからの供給のみならず石油元売からも従来を大きく超える量を新たに直接供給することで、例年の需要の一・八倍の供給を可能にすることといたしました。これにより、流通過程における価格上昇期待による価格の高騰にも一定の歯止めが期待されます。

いずれにしても、窓口に寄せられる相談やプッシュ型支援を通じて得られる情報を踏まえて、効果的な措置を講じてまいります。

ガソリン、軽油などへの燃料価格抑制策についてお尋ねがございました。

本措置は激変緩和措置であって、中東情勢、価

格動向、支援の持続可能性を勘案しつつ、柔軟な対応が必要といった与党、野党の皆様の御指摘も踏まえて、今後、必要に応じ、支援単価を含め、支援の在り方を柔軟に検討してまいります。

なお、ナフサ価格に対する補助金については、ナフサ以降のサプライチェーンが広範で多層にわたりますことから、流通の目詰まり解消を通じた供給の安定や価格高騰に対する直接的な効果が生じにくいと考えております。

ナフサ備蓄の法制化についてお尋ねがございました。

ナフサについては、揮発性が高く、年単位の長期備蓄が難しいといった特性がある一方で、基礎化学品や川中製品については在庫としての確保が可能だと認識をしております。ナフサ由来の化学品の安定供給に万全を期す観点から備蓄の重要性は認識しており、備蓄方法や事業者支援の必要性などを含め、幅広い観点からその在り方について検討してまいります。

下水汚泥の活用についてお尋ねがありました。下水汚泥資源のエネルギー利用、肥料利用は、経済安全保障の観点からも重要な取組であると認識しています。

政府としては、下水処理場を拠点として、下水汚泥に由来するメタンガスを活用した発電、下水汚泥から回収したリンの肥料化などに取り組む地方自治体に対して技術的、財政的な支援を行っており、このような取組を通じて下水汚泥資源を一体的にしっかりと有効利用してまいります。

肥料の安定調達に向けた国際協調、食料生産に係る気候リスクへの備えについてお尋ねがありました。

食料安全保障の確保に不可欠な肥料については、その原料の多くを海外からの輸入に頼っている中で、先ほど答弁いたしました下水汚泥や家畜ふん尿など国内資源の利用拡大、経済安全保障推進法に基づく原料の備蓄、輸入先国の多角化などを進めています。肥料の安定的な確保に向けて国際的な協力関係を構築していくことも重要です。

このため、これまでも塩化カリの供給余力が大きいカナダに安定供給の要請を行ってきたことに加え、先月も農林水産大臣がマレーシアを訪問し、中東が主産地である尿素の安定供給の確約を得たほか、G7における肥料のサプライチェーンの強靱化に向けた議論に積極的に参加するなど、国際的な協力関係の構築に取り組んでまいります。

エルニーニョ現象など気候リスクへの備えについては、高温に耐性のある新品種や高温障害の低減に資する設備の導入、AIを活用した栽培管理の最適化などを進めてきたほか、実際に高温や渇水の影響が見込まれる場合は、生産現場に対し、計画的な水管理の徹底などの対応を促してまいります。

また、中長期的には、気候変動の影響に左右されない植物工場や陸上養殖技術の開発、実装の加速化などを進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣片山さつき君登壇、拍手)

○国務大臣(片山さつき君) 後藤議員から、補正予算における予備費の目的、執行の透明性と財源についてお尋ねがありました。

今般創設する中東情勢等対応予備費は、中東情勢に伴うエネルギー価格高騰といった我が国経済への影響を始め、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるようにするものです。

引き続き、執行状況の公表を含めた透明性の確保に努め、十分な説明責任を果たしてまいります。

また、歳入については、真に緊急性のある一時的な対応として特例公債を発行することとしておりますが、国債発行額全体の中で調整を行うことで市中への発行額は増やさずに対応することとしており、国債マーケットに大きな影響を与えることなく実行可能なものと考えております。(拍手)

(国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手)

○国務大臣(赤澤亮正君) 後藤議員から、中東情勢への対応について二問お尋ねをいただきました。

まず、ナフサに関する中東依存度の引下げ目標及び代替調達についてお尋ねをいただきました。

今回のような有事に備え、ナフサについて平時から、国内精製に加え、中東以外の国からの調達も行い、調達源を多角化してまいりました。結果、今回の中東情勢緊迫後でも、日本全体として必要となる量は年度を越えて供給できる見通しとなつております。

その上で、我が国としてナフサの中東依存度の具体的な数値目標を設けてはいませんが、国民生活の基盤となる石油化学製品の原料の特定国への過度な依存は望ましくありません。

引き続き、ホルムズ海峡封鎖の長期化も想定しつつ、ナフサに加え、川中製品の輸入も含め、更なる代替調達に向けて取り組んでまいります。

原油、LNGの調達多角化について一問お尋ねがありました。

中東依存度のリスクの程度は、その時々の際情勢や市場動向、国内のエネルギー需要など、多くの要素に左右されることから、一概にリスクとみなす調達比率や多角化に関する目標値は設定しておりません。

その上で、原油の中東依存度は約九四％です。今回の中東情勢の緊迫化を契機に民間事業者の多角化に向けた議論が自発的に進んでおり、政府としても、積極的な資源外交やJOGMECによるリスクマネー供給を通じて、供給源の多角化を推進してまいります。

また、LNGの中東依存度は約一％で、原油よりも多角化が進んでいます。政府として、緊急時に備えた国内への融通余力の確保や海外からの代替調達の体制構築を通じて、LNGの供給源の多角化と安定供給確保に万全を期してまいります。(拍手)

(国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手)

○国務大臣鈴木憲和君 後藤斎議員から、肥料の調達先の多角化についてのお尋ねがありました。

中東は、肥料原料のうち尿素の主産地域であります。尿素の輸入につきましては、既にマレーシア、ベトナム、韓国など多角化を進めてきており、中東からの輸入は全体の五％程度と限定的であります。

本年の秋作業に使用する肥料原料はおおむね調達のめどが立っており、今後は、来年の春作業に使用する肥料原料の確保に向けて、緊張感を持って対応する必要があります。

このため、私自身、五月一日にマレーシアを訪問し、尿素について、主要な製造業者である国営企業より我が国への安定供給の確約を得るとともに、さらに長期間の契約について検討を依頼しました。また、国内の肥料関係事業者を参集し、世界の肥料供給の現状などに関する情報共有を進めてきているところであり、こうした取組を通じて、調達先の多角化と安定調達を更に進めてまいります。(拍手)

○議長関口昌一君 後藤君から再質疑の申出があります。これを許します。後藤斎君。

(後藤斎君登壇、拍手)

○後藤斎君 総理から、供給の、ナフサの供給は十分であるというお話がありました。ナフサをガソリンや軽油と同じように価格抑制の対象に入れるかどうか、その質問を私はしたわけでありまして、是非、対象に入れるというお答えをいただけますように、再度総理にお尋ねをいたします。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣高市早苗君 先ほど答弁申し上げたとおり、ナフサ価格に対する補助金につきましては、ナフサ以降のサブライチェーンが広範で多層にわたりますことから、流通の目詰まり解消を通じて供給の安定や価格高騰に対する直接的な効果が生じにくいと考えております。したがって、その対象に加えるという考えを今持っているわけではございません。(拍手)

○議長関口昌一君 原田大二郎君。

(原田大二郎君登壇、拍手)

○原田大二郎君 公明党の原田大二郎です。

まず冒頭、現在、台風六号が日本列島を北上しております。我が党は、地方議員と連携を取りながら、ネットワークの力を活用して、被害が最小限となるよう、必要な対応を取ってまいりたいと思います。

また、現在、警戒、救援、復旧に当たる関係者の皆様に感謝を申し上げます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました令和八年度補正予算案につきまして、全て高市総理に質疑を行います。

まず問わなければならないのは、政府対応の遅れと現場の乖離です。

イラン情勢の緊迫化に伴う原油や物価の高騰が国民生活と企業活動に深刻な影響を及ぼし始めたのは、本年三月からであります。この危機に対し、四月六日、公明党は立憲民主党と共同で令和八年度本予算に対する修正案を提出しました。

修正案には、燃油価格の引下げ、電気・ガス料金の負担軽減、低所得者給付、さらにはナフサの供給減、価格高騰を受けた医療機関支援など、国民生活と医療現場を守る具体策を盛り込みました。単なる歳出増ではなく、積み過ぎ基金の国庫返納により、特例公債を増発せず財源を確保する財政責任を伴う提案でした。我々は四月の段階で、現場の危機感に基づき、財源も含めた具体的な対応策を既に政府に示していたのであります。

さらに、三党合同で緊急の原油高影響調査を実施しました。全国の地方議員のネットワークも生かし、個人、中小企業を中心とした事業者、合わせて一万二千件を超える現場の切実な声を集約しました。その結果、東北、北海道では、燃油高騰で灯油が入手できず寒さがしのげないなどの声と

ともに、事業者においても資材不足等により九七％に影響が出ていることが判明しました。本予算に対する修正は必要だったのです。

そこで、直ちに補正予算を編成すべきだと強く訴えました。しかし、総理は、直ちに必要な状況とは考えていないと楽観的な姿勢を続けられました。その間にも、事態は悪化の一途をたどりまして、このままでは資金繰りが滞り、銀行とのリスクができなければ倒産せざるを得ない、給与さえ支払うことができないとお声が増加してまいります。

総理、これまでの政府対応が遅きに失したという御認識はないのでしょうか。現場の痛みや緊急対応を求める声に対する率直な御認識をお聞かせください。

次に、補正予算案の身について伺います。

総理は、補正予算の規模について三兆一千億円と説明され、中東情勢対応として二兆五千億円の予備費が計上されています。しかし、政府の補正予算には、国民生活と事業継続を支えるための実効性ある経済対策がないではありませんか。

予備費は予期せぬ事態に備えるためのものです。しかも、エネルギー価格高騰など明白な課題があるにもかかわらず、いまだに予期せぬ事態に備える認識でしょうか。予備費はそもそも何に對して幾ら必要なのか、政府が把握できていないのではありませんか。国民生活を守るため、どの施策に幾らの予算を充てるのかを明らかにすることは、財政民主主義の最も基本的な要請であります。

なぜ個別の事業として明確に予算化せず、予備費に委ねる形としたのか、明快な答弁を求めます。

次に、ナフサ由来の、ナフサ由来製品の供給について伺います。

総理は六月二日の関係閣僚会議で、二〇二七年四月以降も供給できる見通しと説明をされました。しかし、現場から聞こえてくる声は全く異なります。

整備工場では、各種オイルが入手困難で業務停止のおそれがあります。建設現場でも、塩ビ管などが入らず、工事の遅れに直結しています。総量として足りていることと必要な物が現場へ届いていることは別の問題ではありませんか。

総理に伺います。

政府が足りていると言う根拠を、総量ではなく、シンナー、塗料、塩ビ管、包装資材、医療用資材など品目別、地域別、業種別に示すべきではありませんか。また、一・七か月分の間在庫について、液体ナフサ、基礎化学品、そして樹脂製品、川中、川下製品の内訳を明らかにすべきではありませんか。さらに、ナフサ生産と供給体制について実態調査を行い、ナフサの国内増産や代替調達への支援を補正予算の中に明確な事業として位置付けるべきではありませんか。

単なる目詰まり対策や予備費対応にとどめるのではなく、供給確保と価格高騰対策を補正予算の具体的、中核的な事業として講じるべきであります。総理の明確な答弁を求めます。

さらに、この補正予算案には、本当に救いの手を差し伸べるべきところへの支援が決定的に欠落をしております。

政府案では重点支援地方交付金として一千億円が計上されていますが、総理、一千億円の重点支援地方交付金で何ができるのですか。

令和八年六月三日 参議院会議録第十八号 国務大臣の演説に関する件

令和八年度予算、税制改正では、所得税を納めている方には一定の減税効果が及びます。しかし一方で、非課税世帯にはその効果は届きにくい。だからこそ、物価高の影響を最も強く受ける低所得者、子育て世帯には直接給付が必要ではないでしょうか。

また、価格転嫁ができない公定価格で事業を行う医療、介護、障害福祉の現場も悲鳴を上げています。

総理、国民の命と暮らしを守るため、低所得者、子育て世帯への直接給付、医療、介護等への経営支援を補正予算に柱として据えるべきだと思いますが、総理の見解を求めます。

また、企業と雇用を守る視点も極めて不十分と言わざるを得ません。

資材不足やコスト高騰により、鉄骨製造現場でも塗料等が手に入りにくく、納品に支障が生じています。漁業においても、船の重油の高騰と供給不安で出漁を危ぶむ声が高まっているのが実情です。

我々は、中小企業の雇用を維持するためには、雇用調整助成金の受給要件の緩和や助成率の引上げをコロナ禍のとき並みに実施すること、さらに強力な資金繰り支援が急務であると考えています。

総理、現場で汗を流す中小企業とその従業員を倒産や失業の危機からどのような具体策で守り抜くつもりか、明確な方策をお答えください。

最後に、根本的な課題解決への姿勢を問います。

今回の危機で明らかになったのは、我が国がいかに石油やナフサを中東に依存し、脆弱なサプラ

イチェーンの上に立っているかという現実です。先日、廃プラスチックをケミカルリサイクルし、再び油化し出荷する工場に行き、資源循環を實際行っている状況を視察しました。その重要性和可能性を感じ、後押しをすべきだと感じました。

我々は、この危機を契機として、リサイクルの推進やバイオナフサや代替プラスチック、ケミカルリサイクルなど、新技術の開発を強力に支援し、石油依存度を下げて、より安定的な経済構造の確立を図るべきだと考えています。

総理には、次世代を見据えた産業構造の転換への投資こそ責任ある積極財政ではないかと考えますが、見解を求めます。

総理、我々が提出した緊急経済対策の根底にあるのは、一万二千件を超える調査、その後の現場の血の通った声であります。予備費を積むだけでは、本当に困窮している人々や企業への具体策を欠いた政府案では、国民の不安を払拭することは到底できません。

我々は、政府予算案に対する修正案を提出いたします。補正予算の在り方を抜本的に議論しようではありませんかと申し上げ、私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(高市早苗君) 原田大二郎議員の御質問にお答えいたします。

補正予算の編成を含む政府の対応の早さについてお尋ねがありました。

今回の補正予算は、中東情勢が不透明である中、今後の物価動向や経済に与える影響を注視し

つつ、与党の提言も踏まえ、国民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、リスクの最小化の観点から万全の対応を取るものです。

政府としては、これまでも、燃料油価格の激変緩和措置や先月使用決定した令和八年度予備費を活用した電気・ガス料金支援、さらには今回の補正予算の編成に至るまで、一貫して現場のお声を受け止め、国民の皆様との暮らし、経済活動に支障が生じないよう、必要に応じてタイムリーに対応してきており、今回の補正予算の編成を含め、必要な対応が遅れたとの御指摘は当たらないと考えております。

補正予算について、個別の事業として予算化せず、多額の予備費を計上する理由についてお尋ねがありました。

中東情勢への対応については、今般、電気・ガス料金について、使用量が多くなる七月から九月の支援を実施するため、五月二十六日に令和八年度予備費を使用決定したほか、今回の補正予算では、特別高圧電力やLPGガスの利用者支援など、地域の実情に応じた支援を実施できるよう重点支援地方交付金の追加措置も行う予定であり、状況に応じて必要な個別の支援策を講じております。

その上で、中東情勢が不透明である中、今後の物価動向や経済に与える影響を注視しつつ、必要に応じてタイムリーに対応することが重要であり、今回の補正予算は、こうしたリスクの最小化の観点から万全の対応を取るものです。このため、今回の補正予算においては、今後の万全の備えとして中東情勢等対応予備費を創設するものであり、これらも活用し、引き続き臨機応変に対応してまいります。

ナフサ由来製品の供給状況などについてお尋ねがありました。

ナフサについては、代替調達が進み、従来の八五％の水準まで回復するとともに、川中の製品輸入が大幅に進んだため、四月の在庫活用を〇・一か月分に抑えることができ、現時点の中間在庫は一・七か月分となっています。このため、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は、年度を越えて供給が継続できる見通しです。

昨日の中東関係閣僚会議では、シンナー、塗料、塩ビ管といった川下製品ごとに川中在庫の量を公表しております。あわせて、ナフサ関連のサプライチェーンの川上から川下まで八つの業界団体が、四月まで前年と同水準又はそれ以上の供給実績があり、今後も継続的に供給できる見通しについて定量的に発信されている旨も御紹介しました。

御指摘の中間在庫の内訳は、公表されている統計情報のみならず、関係企業から得た非公開情報に基づき集計しているため、詳細を公表する予定はありません。

ナフサの増産や代替調達については、四月、五月と国内精製と中東以外からの輸入による代替調達の実績が着実に伸びていること、川中、川下のサプライチェーンが多岐にわたるとともに、ナフサから生産される基礎化学品の比率は一定であることから、目詰まり解消への直接的な効果を及ぼせないこと、石油化学メーカーのナフサタンクの受入れ余力に制約があることを考慮する必要がございます。

また、価格高騰対策については、仮にナフサに補助をする場合、ナフサ以降のサプライチェーン

が広範かつ多層にわたるため、最終需要家や消費者にとつて直接的な効果が届きにくいと考えております。

一方、塗料、シンナーにつながるサプライチェーンの在庫は他と比較して少なく、目詰まりの声が大きいことを踏まえ、直接的な効果が期待できる措置として、今般、これらの原料となるトルエン、キシレンについて、石油化学メーカーや石油元売から従来を大きく超える量を塗料、シンナーメーカーなどに新たに直接供給することで、例年の一・八倍の大幅な供給拡大を実施します。窓口に寄せられる御相談やブッシュ型支援を通じて得られる情報を踏まえ、効果的な措置を講じてまいります。

中低所得者、子育て世帯への直接給付、医療、介護等への経営支援についてお尋ねがありました。

高市内閣では、物価高に対して最優先で取り組み、昨年の経済対策や令和七年度補正予算において、子供一人当たり二万円の物価高対応子育て応援手当、医療、介護、福祉分野における支援などを盛り込み、それらの施策は地方公共団体において予算化され、順次国民の皆様にお届けしております。

さらに、令和八年度予算では、三十年ぶりに三％台という高い改定率で六月一日から施行された令和八年度診療報酬改定による対応、次期定例改定を待たず六月一日から期中改定を行った介護報酬、障害福祉サービス等報酬による対応などの取組を進めております。

また、今般の中東情勢を受け、本年三月から緊急的激変緩和措置によるガソリン等の価格を抑え

るための補助を開始するとともに、五月二十六日には、電気・ガス料金について、標準的な御家庭で七月から九月の三か月で五千円の負担軽減となるよう、令和八年度予算の予備費を使用決定しました。

こうした様々な支援策を講じており、御提案の低所得者、子育て世帯への直接給付等を含め、御審議いただいている令和八年度補正予算に含まれていない新たな予算措置は考えておりませんが、引き続き、中東情勢が物価動向や経済に与える影響を注視し、経済財政運営に万全を期してまいります。

資材不足や物価高の影響を受ける中小企業支援についてお尋ねがありました。

雇用調整助成金について、コロナ禍での特例措置は、国が事業主に対し強い休業要請を行った際の異例の対応であり、今般の状況とは性質の異なるものであると考えております。

現時点では、雇用調整助成金の活用を具体的に検討する段階に至っている事業主は少なく、特例措置を行う状況にはないと考えていますが、円滑に雇用調整助成金の活用が進むよう、全国の労働局が経済産業局等と連携し、ブッシュ型の情報提供を進めるなど、万全の対応を講じております。

これに加え、中小企業・小規模事業者の皆様に対しては、これまで特別相談窓口の設置、日本政策金融公庫による貸付けの金利引下げ、コスト上昇を考慮した価格転嫁要請を実施してきましたが、先週発表したとおり、業況が厳しい業種を追加して信用保証による支援を強化するとともに、取引Gメンや建設Gメンなど、千人体制で中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図るな

ど、支援を強化することとしております。

今般の中東情勢を踏まえた今後のリサイクルやナフサ代替の必要性についてお尋ねがありました。

政府としては、ナフサ以外の原料を用いた化学製品の製造プロセス確立のため、GX経済移行債などを活用した取組を進めています。

例えば、廃プラスチックや廃ゴムからの化学製品製造に関する研究開発への支援を通じて、原料多様化や効率の高い生産技術の確立に取り組んでいます。

加えて、ナフサ由来原料からバイオマス原料への原料転換などに必要な設備投資支援を行っています。

こうした取組により、化学製品の安定供給と石油依存低減の両立を図りつつ、産業構造の転換を着実に進めてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 片山大介君。

(片山大介君登壇、拍手)

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。

会派を代表して、令和八年度補正予算について、全て総理に質問します。

現下の喫緊の課題は、中東情勢を受けた原油価格の高騰など、国民生活への対応にほかなりません。政府・与党として、迅速かつ的確に国民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう対応する必要がありますがあり、今回の補正予算は必要です。しかしながら、編成に至る過程を見ると、総理は、言葉を慎重に選びながら、補正予算の編成に否定的とも受け取れる発言をされてきました。

まず、今回の補正予算の編成に至るまでの総理の葛藤についてお答えいただければと思います。

総理の考えには、内閣の方針として、毎年補正予算が組まれることを前提とした予算編成と決別し、必要な予算は当初予算で措置する予算編成の改革を打ち出していたこともあったと思います。補正予算は、本来、本予算の編成時に予見できなかった事態に対応するもので、今回のような突発的な要因には、必要な補正予算は編成していかねばなりません。ここで注意しないといけないことは、補正予算が組まれることを前提とした予算編成へ、なし崩し的に戻らないようにすることです。

今回はあくまでも中東情勢という突発的な外的要因への対応に限定したもので、恒常化させないという考えでよろしいでしょうか。また、今後、元に戻らないよう、何らかの考え方をまとめたたり手だてを講じたりすることも必要だと思いが、いかがお考えですか。

今回の補正予算の規模は三兆円余りで、ほぼ全て予備費です。予備費は予見し難い予算の不足に充てられ、迅速かつ柔軟な対応が可能になります。現下の情勢を踏まえれば、迅速な対応は必要ですが、中東情勢の行く末が見えない中、実際のところ、どれだけの予備費を計上しておくかは難しいところだと思います。

今回の補正予算の規模はどのような考えに基づくものなのでしょうか。総理は、原油の安定供給期間について来年春季まで可能と説明しています。こうした供給の見通しも反映されたものなのでしょうか。

一方、総理が補正予算の編成を含めた検討を指示したことを表明した五月十八日には、長期金利の指標となる新発十年物国債の利回りが一時二・八%まで上昇し、二十九年ぶりの高水準になりました。

した。これに対し、総理は、補正予算の財源について、税収、税外収入、歳出不用の見込みを踏まえ、令和七年度分として発行予定だった特例公債のうち三兆円分は実際に発行せずに済む見込みが立ったため、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで市中への発行総額は増やさず、国債マーケットに影響を与えることもなく実行可能と説明されました。

そうすると、今回の規模は、国民生活の支援に万全を期しつつ、財政の持続可能性とマーケットからの信認を確保するというぎりぎりのラインから出てきた額とも言えそうですが、改めて御説明いただけますか。また、市場の信認を得るための説明は十分だとお考えでしょうか。併せて伺います。

さらに、市中への発行総額は変わらないとしても、令和八年度の国債発行額が三兆円ほど増えるのは確かです。

責任ある積極財政の指標、政府債務残高対GDP比には影響はないのでしょうか。また、高市内閣の対GDP比を安定的に引き下げていくという方針に変わりはないのか、御説明ください。

そして、今月中旬には日銀の金融政策決定会合が控えています。日銀は、去年十二月に政策金利を〇・七五%へ引き上げて以降、三会合連続で据え置いている、今会合での追加利上げの有無が市場から注目されています。

市場関係者からは、長期金利を安定させるためには六月の利上げが必要といった指摘もある中で、今回の補正予算が日銀の機動的かつ柔軟な政策運営の余地を狭めるものとならないか、答えられる範囲で結構ですので、お答えください。

予備費の中でも、柱は中東情勢等対応予備費で、主にガソリン補助になります。ガソリンなどへの補助は三月から始まり、ガソリン価格は、G7で最も安い水準の全国平均百七十円に抑制されています。

しかし、このためには毎月数千億円規模の財政投入が必要で、原資となる基金が枯渇してしまうおそれがあることから、今回の予備費で補助金の継続に充てるということです。そのガソリン補助金について、必要性を認める声がある一方、財政支出が巨額になることから、市場価格の動向を勘案しつつ、柔軟に対応すべきとの指摘もあります。

今後のガソリン補助金の在り方、百七十円という目標水準を維持するのか、維持するとすれば、その期間とその後の見直しの考え方について御説明ください。

最後に、予備費は国会が関与せずに政府だけで使用を決定できることについてただしておきたいと思えます。

特定目的予備費は、これまで新型コロナウイルスなどの迅速な対応を理由に多額の計上がなされ、ずさんな使用も多々ありました。予備費の使用に当たっては国民への丁寧な説明が求められ、施策の実施後は、その有効性や費用対効果等について十分な検証を行うべきだと考えますが、総理は同意していただけですか。また、その具体的な説明方法や検証手法について見解を伺います。

日本維新の会は、与党の一員として、国民生活を守るべく全力を尽くすことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(高市早苗君) 片山大介議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算編成の経緯と補正予算からの脱却についてお尋ねがありました。

今回の補正予算は、中東情勢が不透明である中、今後の物価動向や経済に与える影響を注視しつつ、与党の提言も踏まえ、国民の皆様の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、リスクの最小化の観点から万全の対応を取るものです。政府としては、これまでも、国民の皆様への命と暮らし、経済活動に支障が及ばないように必要に応じてタイムリーに対応してきており、今回の補正予算も、こうした観点から一貫した対応と考えております。

その上で、高市内閣では、補正予算依存から脱却し、必要な予算は当初予算で計画的に計上していく考えです。しかし、今回のように真に緊急性のある一時的な対応として補正予算を編成することは、予算編成改革の方向性と逆行しないものと考えております。

いずれにしても、予算編成改革については、令和九年度予算からの本格実施でございまして、しっかりと検討を加速してまいります。今回の補正予算の規模についてお尋ねがありました。

補正予算の規模は三兆一千百三十五億円であり、具体的には、電気・ガス料金支援の対象とならない特別高圧電力やLPガスの利用者への支援など、地域の実情に応じた支援を実施できるよう重点支援地方交付金を一十億円追加措置する、ま

令和八年六月三日 参議院会議録第十八号 国務大臣の演説に関する件

た、五月二十六日に電気・ガス料金支援のために使用決定した一般予備費について、その残高を一兆円へ復元するための一般予備費の追加五千百三十五億円を行うとともに、これと併せて、今後への万全の備えのために、中東情勢に伴うエネルギー価格高騰など、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるものとして、中東情勢等対応予備費二兆五千億円を創設するものでございます。

このうち、中東情勢等対応予備費については、原油の安定供給期間とは必ずしも直接的に関わるものではありませんが、中東情勢が依然として不透明な中で、燃料油価格の激変緩和措置を含め、今後必要になり得る施策を柔軟に実施できるようにしつつ、他方で、マーケットの信認確保の観点も踏まえ、適切な規模を措置することとしたものでございます。

今回の補正予算の財源と財政の持続可能性、市場の信認との関係についてお尋ねがありました。今回の補正予算の歳入としては、真に緊急性のある一時的な対応として特例公債を追加することとなりますが、他方、前年度の特例公債のうち三兆円分については、今後六月までの発行が予定されているものの、税収、税外収入、歳入不用の見込みを踏まえて、実際には発行せずに済むとの見込みが立っております。このように、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで市中への発行総額は増やさずに対応することができることとなるため、国債マーケットに大きな影響を与えることなく実行可能と考えております。

政府債務残高対GDP比につきましては、様々な要因により変化するものであり、現時点で予断を持つてお答えすることは困難ですが、高市内閣

においては、引き続き、日々の市場動向や経済指標を常に十分に注意しながら、政府債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保してまいいることに変わりはありません。

補正予算が日銀の政策運営に与える影響についてお尋ねがありました。

今回の補正予算は、先ほど答弁申し上げたとおり、国債マーケットに大きな影響を与えることなく実行可能と考えております。

金融政策の具体的な手法については、従来から申し上げておおり、政府の補正予算編成の有無にかかわらず、日銀に委ねられるべきと考えております。

日銀には、引き続き、政府と密接に連携を図り、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、コストプッシュではなく、賃金上昇も伴った二％の物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて、適切な金融政策運営を行うことを期待しております。ガソリン補助金の今後の在り方についてお尋ねがありました。

本措置は激変緩和措置であって、中東情勢、価格動向、支援の持続可能性を勘案しつつ、柔軟な対応が必要といった与党、野党の皆様の御指摘も踏まえ、今後、必要に応じ、支援単価を含め、支援の在り方は柔軟に検討してまいります。

特定目的予備費の使用に関する効果検証と丁寧な説明についてお尋ねがありました。今回の補正予算では、今後への万全の備えのために中東情勢等対応予備費を創設することとしています。

この中東情勢等対応予備費は、中東情勢に伴う

エネルギー価格高騰といった我が国経済への影響への対応を始め、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるようにするものです。

予備費は予見し難い予算の充足に充てるために設けられた制度であり、その使用に当たっては、必要性、緊急性等を検討の上で、憲法、財政法の規定に従い、使用決定してきていくところです。

政府としては、予備費の執行状況やその効果については国民の皆様様に丁寧に説明することは重要であるとされており、これまでも、過去の国会決議や会計検査院の検査報告等を踏まえ、予備費の執行状況の公表などに取り組んでまいりました。

引き続き、適切な運用を行い、予備費使用に係る情報提供に努め、十分な説明責任を果たしてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 塩入清香君。

(塩入清香君登壇、拍手)

○塩入清香君 参政党の塩入清香です。

私は会派を代表し、令和八年度補正予算について質問いたします。

まず、現在の経済状況について確認します。

二〇二六年一月から三月期の実質GDPは前期比〇・五％増、名目GDPは〇・八％増となりました。しかし、その後の経済状況は大きく変化しています。中東情勢の影響により、輸入物価は急上昇し、四月の輸入物価指数は前年比一七・五％増となっています。これまで、円安にもかかわらず輸入デフレターはマイナスで推移していましたが、状況は一変しました。

今後は、輸入コストの上昇が企業収益や家計を圧迫し、消費者物価を押し上げる一方で、四月か

ら六月期のGDPデフレターはゼロ近傍あるいはマイナスに向かう可能性があります。つまり、物価は上がるのに経済は苦しい。世界経済が直面しているスタグフレーション圧力が日本にも及び始めていると私は認識しております。このような状況だからこそ、今回の補正予算が本当に国民生活を守る内容になっているのか、伺ってまいります。

まず初めに、補正予算の財源について伺います。

今回の補正予算については、政府は新規国債の市中発行額を増やさず対応すると説明していますが、今回の補正予算の財源は具体的に何なのか、総理、まず明確にお示しください。

政府は、令和七年度分の国債発行を減額し、令和八年度へ付け替える」と説明しています。しかし、これは国債を年度をまたいで調整しているにすぎません。新規の国債発行を行わず既発債を活用するということは、すなわち、新たな需要創出にはならず、経済のパイは一向に広がりません。つまり、元々押し上げる予定だったGDPをそれ以上に押し上げる効果はないと認識いたします。

積極財政とは、そもそもここを削ってここに付け替えるといった予算編成を指す言葉ではありません。積極財政とは、政府が国債発行を行い、資金を投じて民間経済の落ち込みを補う拡張的な財政運営を意味します。つまり、財政支出の量を増やさないのであれば、それは緊縮財政です。税収の上振れや既発債の調整を前提にするのではなく、国民生活と日本経済を守るために必要な新規国債発行を行う、それこそが本来の積極財政ではないでしょうか。

次に、補正予算の規模です。

私はこれまで、財政運営の新たな指標として、ネットの資金需要マイナス五％程度を一つの目安とする考え方を申し上げてまいりました。民間の資金需要が弱く、家計も企業も将来不安から支出を抑えているときこそ、政府が十分に支出し、需要を支えなくてはなりません。

現在、日本経済はネットの資金需要がプラス化するという非常事態にあります。つまり、企業が借入れの返済に走り、同時に政府の財政赤字が小さ過ぎる状況です。ネットの資金需要マイナス五％では、今まさに三十兆円規模の補正予算が組まれるべきタイミングです。

いわゆるイラン戦争前の二〇二五年度でも、十八兆円の補正予算が組まれていました。今回はたった三兆円、二〇二五年度の名目GDP比で僅か〇・四五％。これでは余りにも規模が小さ過ぎます。そもそも令和八年度当初予算自体がブライマリーバランス黒字化しているわけで、新規国債発行の余力はまだであると認識しますが、総理の御見解を伺います。

続いて、電気・ガス補助金について伺います。今回、電気・ガス料金支援に約五千億円を投入し、標準家庭で三か月五千円程度の負担減とされています。しかし、エネルギー代の高騰に加え、再エネ賦課金は政府試算でも標準家庭で年額二万円と、大きな負担となっています。この状況で、三か月で五千円は余りにも不十分ではありませんか。

しかも、補助金は終われば元に戻ります。政府自身が中東情勢による価格上昇の先行きは不透明であると説明しているにもかかわらず、なぜ三か

月という期限付の一時的な補助金にしたのでしょうか。経産大臣、合理的根拠があればお示しください。

また、現在、ナフサを始めとする原材料や部材の供給不安が高まっています。そうしたサプライチェーンの停滞によって、工場の稼働縮小や建設工事の遅延、受注減少などが発生しており、実際には、仕事はあるのに部材が届かない、工場が働かない、動かない、現場が止まることによって働けなくなってしまう統計に表れない実質的な失業者は既に多数いらっしゃいます。今後、休業や所得減少が広がった場合、雇用調整助成金の拡充や休業補償、所得補償などの追加対策を是非とも検討していただきたいと強く要望いたします。

次に、消費税減税あるいは廃止を行わない理由について伺います。

現在の物価上昇は、エネルギー危機に伴うコストプッシュ型のインフレです。OECDは、二〇二二年から二〇二三年のエネルギー危機に際し、広範な価格統制より低所得者向け財政支援や税負担軽減を重視すべきと指摘。IMFも同じく、一律の価格補助よりも所得支援や税制措置の方が効果的であるとしています。

日本でも、第一次石油危機の一九七四年、狂乱物価と景気悪化に対して所得税減税が行われました。つまり、エネルギー価格高騰に起因するインフレ局面では、一時的な価格抑制だけでなく、家計の所得を支える財政措置や税負担軽減が重要であるということは、国際機関の指摘や歴史を見ても明らかなのです。であれば、補助金による一時的な価格抑制だけでなく、消費税減税あるいは廃止によって国民を救うべきではありませんか。総

理の認識を伺います。

高市内閣はこれまで、投資の予見性を高めると何度も繰り返してきました。しかし、企業にとつて最も大きな予見性とは、国民の購買力が回復し、需要が見込めることではありませんか。国民の手元にお金があれば、企業の売上は増えません。売上げの見通しがなければ、賃上げも投資も進みません。

また、消費税は、赤字の企業であっても課税される、滞納率が最も高い、賃上げの原資を奪っている賃上げ妨害税です。その上、人材投資や設備投資の原資も奪っているわけですから、消費税は投資妨害税であるということも今回から付け加えておきたいと思っています。

次に、給付付き税額控除の制度設計について。

本来、給付付き税額控除とは、税額控除、すなわち所得税及び住民税などの減税が中心であり、控除し切れない部分においては給付で補完するという制度です。ところが、現在の議論は、給付ばかりが先行し、減税の議論が見えてきません。なぜ給付付き税額控除を給付に一本化されようとしていのでしょうか。経済財政担当大臣、合理的な理由があればお示しください。

もし給付付き税額控除という名称を用いながら実際には給付のみを行うのであれば、それは単に減税を避けるための言い訳ではないですか。また、準備期間や事務負担などが要因とおっしゃるなら、増税の際にはそれがほぼ問題視されてこなかったことと整合性がありません。消費税だけでなく、所得税までも減税を避けるのであれば、国民の目には、高市内閣はあくまで減税はしない、国民の手元にお金を残す意思がないというメッ

セージを送ることになるのではないのでしょうか。最後に申し上げます。

今回の補正には、緊急対策として、電気、ガス、LPガスなどの支援策が含まれていることは評価いたします。しかし、その財源は国債発行予定額の中の調整とのこと。つまり、経済のパイは膨らまず、日本型スタグフレーションが深刻化するおそれがあります。

また、今回はリスク最小化予算とのこと、中東情勢への対策のみ、ごくごく当たり前の予算に絞られています。しかし、高市政権の経済政策は責任ある積極財政と官民連携の投資なのですから、リスクの最小化にとどまらず、少なくとも戦略十七分野の予算は今回の補正にも入れるべきでした。

そもそも、二〇一九年秋に消費税一〇％引上げ、その後のコロナ禍、ロシア、ウクライナ情勢、喫緊の中東情勢、日本国民はかつてない物価高と実質賃金の長期的低下の中、必死に働き、納税をし、生き抜いてきました。だからこそ、今回の補正だけで終わるのではなく、秋以降の追加補正、そして令和九年度予算において、より大胆な財政出動で恒久的に国民を支えていただきたいのです。

与党の中にも、積極財政の必要性を訴えてこられた議員の皆様が百名規模でおられます。国民会議ではなく、この国会の場において、国民の所得を増やし、需要を創出し、日本経済を成長させる真の積極財政と減税政策を実現していただくことを強く要望し、私の質疑とさせていただきます。御清聴いただき、ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 塩入清香議員の御質問にお答えいたします。

補正予算の財源、規模についてお尋ねがございました。

この補正予算は、中東情勢が不透明である中で、今後の物価動向や経済に与える影響を注視しつつ、国民の皆様の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、リスクの最小化の観点から資金面で万全の備えを取るものです。

こうした補正予算を、既に取り組んでいる一世帯当たり標準的に年間八万円を超える支援を盛り込んだ令和七年度経済対策や補正予算の早期執行、公定価格に経済・物価動向等を反映させた令和八年度当初予算の執行、一般の令和八年度予算備費を活用した電気・ガス料金支援など、既に実施又は決定している様々な支援策の着実な実施に加えて措置することで、今後への万全の備えができるものと考えております。

また、補正予算の財源としては、真に緊急性のある一時的な対応として特例公債を追加することとしております。他方、前年度分の特例公債のうち三兆円分は、今後六月までの発行が予定されておりますが、税収や税外収入等の見込みを踏まえると、実際には発行せずに済む見込みが立っております。このように、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで市中への発行総額は増やさずに対応できるため、国債マーケットに影響を与えることなく実行可能と考えております。

高市内閣としては、責任ある積極財政の考え方の下、日々の市場動向や経済指標を常に十分注視をしながら、財政の持続可能性を実現して、マーケットからの信認を確保してまいります。

消費税の恒久的な減税や廃止についてお尋ねがありました。

消費税については、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定している、現役世代など特定の層に負担が集中することがないなどの特徴を有しています。

このため、消費税は、社会保障の財源として活用され、社会保障給付という形で家計に還元されており、仮に恒久的な減税や廃止をした場合、年金、医療、介護、少子化対策という国民の皆様が暮らしに深く関わる行政サービスにも影響が出かねません。したがって、消費税の恒久的な減税や廃止という御提案については適当ではないと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤澤亮正君) 塩入清香議員から、電気・ガス料金支援について、再エネ賦課金との関係で十分ではないか及びなぜ七月から九月の支援なのかということについて、二問お尋ねがありました。

一般の電気・ガス料金支援は、再エネ賦課金の負担を抑制する観点ではなく、中東情勢による燃料輸入価格の上昇が今後電気、ガスの料金単価に反映されることが見込まれる中、今年の夏の電気料金を昨年同期間に補助を実施した料金よりも引き下げる観点から実施するものです。そのため、再エネ賦課金との関係で金額が十分との指摘は当たらないものと考えています。

また、一般の支援は暑くなる夏への対応として、国民の皆様が命と暮らしを守る観点から、使用量の増加する七月から九月の間に実施することとしております。(拍手)

〔国務大臣城内実君登壇、拍手〕

○国務大臣(城内実君) 参政党の塩入清香議員から、給付付き税額控除につきましてお尋ねがありました。

支援の方法として、御指摘のように、給付に一本化するにつきましては、社会保障国民会議においては、給付についてはばらまきというイメージが国民の間に共有されているのではないかとといった懸念が示される一方で、税額控除と給付を組み合わせて行う狭義の給付付き税額控除は制度が複雑となり事務負担が重くなる、その支援を給付に一本化しても受益者の経済的利益はおおむね同じではないか、事務の効率化を図るため給付に一本化して、所得に連動したきめ細かな支援を実現してはどうかといった御議論がなされていると承知しております。

いずれにせよ、現時点で給付に一本化するとの方針が決定されたものではなく、政府として、引き続き、社会保障国民会議において充実した議論が進められることを期待しております。(拍手)



○議長(関口昌一君) 日程第二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長辻元清美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔辻元清美君登壇、拍手〕

○辻元清美君 ただいま議題となりました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における地域旅客運送サービスをとり巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通特定事業について、休廃止されたバス路線等における運送を地方公共団体の支援により再び実施する事業及び法定の検査に伴い旅客船による運送が一時的に休止する航路がある場合における利用者の利便を確保する事業を追加するほか、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、神奈川県相模原市における輸送資源のフル活用による交通空白の解消、未然防止に係る取組を視察するとともに、運転者不足を始めとする地域交通をめぐる諸課題への対応策、輸送資源のフル活用の際に際しての輸送の安全性確保の必要性、地域交通に係る国の支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知おき願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十四

賛成

二百二十三

反対

二十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口 昌一君
副議長	福山 哲郎君

中田 優子君	宮出 千慧君
平戸 航太君	櫻井 祥子君
後藤 翔太君	小林さやか君
安達 悠司君	塩入 清香君
庭田 幸恵君	杉本 純子君
初鹿野裕樹君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	大津 力君
岩本 麻奈君	山中 泉君
浜口 誠君	松田 学君
安藤 裕君	梅村みずほ君

磯崎 哲史君	上田 清司君	白川 容子君	岩渕 友君	牛田 茉友君	山添 拓君	原田 秀一君	山田 吉彦君	仁比 聡平君	田村 まみ君	小池 晃君	足立 康史君	金子 道仁君	浜野 喜史君	青島 健太君	舟山 康江君	川合 孝典君	高木かおり君	片山 大介君	柴田 巧君	浅田 均君	上野ほたる君	新実 彰平君	ながえ孝子君	永井 学君	石井めぐみ君	脇 雅昭君	長谷川英晴君	星 北斗君	加藤 明良君	赤松 健君	阿達 雅志君	井上 義行君	上月 良祐君
--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------

神谷 宗幣君	奥村 祥大君	かこしま彰宏君	大門実紀史君	水野 孝一君	江原くみ子君	吉良よし子君	伊藤 辰夫君	岡崎 太君	芳賀 道也君	石 平君	後藤 斎君	松野 明美君	伊藤 孝恵君	中条きよし君	榛葉賀津也君	嘉田由紀子君	串田 誠一君	石井 苗子君	松沢 成文君	猪瀬 直樹君	若林 洋平君	山本 啓介君	佐々木りえ君	友納 理緒君	福山 守君	古庄 玄知君	藤井 一博君	小林 一大君	生稲 晃子君	宮本 周司君	山田 宏君	滝波 宏文君	北村 経夫君
--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

三原じゅん子君	山下 雄平君	松村 祥史君	高橋 克法君	佐藤 啓君	宮沢 洋一君	小野田紀美君	片山さつき君	北村 晴男君	齊藤健一郎君	神谷 政幸君	越智 俊之君	宮本 和宏君	山本佐知子君	いんどう周作君	寺田 静君	本田 顕子君	朝日健太郎君	今井絵理子君	石田 昌宏君	藤川 政人君	江島 潔君	青木 一彦君	石井 浩郎君	山本 順三君	石井 準一君	末松 信介君	高良 沙哉君	伊波 洋一君	高橋はるみ君	郡山りょう君	西田 英範君	見坂 茂範君	鈴木 大地君
---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

舞立 昇治君	野上浩太郎君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	山谷えり子君	野村 哲郎君	牧野たかお君	望月 良男君	平山佐知子君	百田 尚樹君	梶原 大介君	若井 敦子君	東野 秀樹君	吉井 章君	かまやち敏君	白井 正一君	加田 裕之君	進藤金日子君	こやり隆史君	馬場 成志君	長谷川 岳君	渡辺 猛之君	磯崎 仁彦君	中西 祐介君	岡田 直樹君	松山 政司君	有村 治子君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	清水 真人君	出川 桃子君	泉 房穂君	小林孝一郎君	高木 真理君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

岩本 剛人君	船橋 利実君	自見はなこ君	松川 るい君	大家 敏志君	森 まさこ君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	西田 昌司君	櫻井 充君	橋本 聖子君	鈴木 宗男君	中曽根弘文君	奥田ふみよ君	山内佳菜子君	福士 珠美君	大島九州男君	村田 享子君	古賀 千景君	鬼木 誠君	塩村あやか君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	古賀 之士君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	田名部匡代君	牧山ひろえ君	青木 愛君	辻元 清美君	川村 雄大君	司 隆史君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------

小川 克巳君	山田 太郎君	藤木 真也君	打越さく良君	上野 通子君	古川 俊治君	松下 新平君	浅尾慶一郎君	吉田 忠智君	鶴保 庸介君	木村 義雄君	吉川 沙織君	ラサル石井君	福島みずほ君	伊勢崎賢治君	小島とも子君	横沢 高德君	三上 えり君	柴 慎一君	羽田 次郎君	田島麻衣子君	石垣のりこ君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	石橋 通宏君	森本 真治君	徳永 エリ君	水岡 俊一君	広田 一君	森 ゆうこ君	蓮 舫君	長浜 博行君	佐々木雅文君	下野 六太君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	--------	--------	--------

窪田 哲也君 原田大二郎君 伊藤 孝江君 宮崎 勝君 竹内 真二君 里見 隆治君 三浦 信祐君 杉 久武君 横山 信一君 上田 勇君 秋野 公造君 高橋 光男君 平木 大作君 竹谷とし子君 石川 博崇君 谷合 正明君 西田 実仁君 天畠 大輔君 木村 英子君	内閣総理大臣 高市 早苗君 総務大臣 林 芳正君 法務大臣 平口 洋君 外務大臣 茂木 敏充君 財務大臣 片山さつき君 内閣府特命担当大臣(金融) 当大臣(金融) 文部科学大臣 松本 洋平君 厚生労働大臣 上野賢一郎君 農林水産大臣 鈴木 憲和君 経済産業大臣 赤澤 亮正君 内閣府特命担当大臣(原子力・防災) 損害賠償・廃炉等支援機構 国土交通大臣 金子 恭之君 環境大臣 石原 宏高君 内閣府特命担当大臣(原子力・防災) 防衛大臣 小泉進次郎君 国務大臣 木原 稔君 (内閣官房長官)	国務大臣 (デジタル大臣) (内閣府特命担当大臣(サイバー安全保障)) 国務大臣 (復興大臣) 国務大臣 (国家公安委員会委員長) (内閣府特命担当大臣(防災・海洋政策)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、生活共創、アイヌ施策)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策、規制改革)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(クルド、知的財産戦略、科学的技術政策、宇宙政策、人工知能戦略、安全保障)) 内閣官房副長官 内閣官房副長官 副大臣 財務副大臣 政府特別補佐人 内閣法制局長官	松本 尚君 牧野たかお君 あかま二郎君 黄川田仁志君 城内 実君 小野田紀美君 佐藤 啓君 舞立 昇治君 岩尾 信行君	議長の報告事項 去る五月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 東野 秀樹君 補欠 山崎 正昭君 外交防衛委員 辞任 朝日健太郎君 補欠 小野田紀美君 農林水産委員 辞任 小野田紀美君 補欠 朝日健太郎君 東野 秀樹君 経済産業委員 辞任 岩本 剛人君 補欠 牧野たかお君 予算委員 辞任 自見はなこ君 補欠 森 まさこ君 長谷川英晴君 佐々木雅文君 安達 悠司君 決算委員 辞任 末松 信介君 補欠 いんどう周作君 自見はなこ君 長谷川英晴君 かごしま彰宏君 佐々木雅文君 川村 雄大君 高木かおり君 佐々木りえ君 櫻井 祥子君 安達 悠司君 伊勢崎賢治君 木村 英子君	行政監視委員 辞任 補欠 牧野たかお君 岩本 剛人君 議院運営委員 辞任 補欠 いんどう周作君 末松 信介君 川村 雄大君 司 隆史君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策及び東日本大震災復興特別委員 辞任 補欠 橋本 聖子君 鈴木 大地君 田村 まみ君 芳賀 道也君 消費者問題に関する特別委員 辞任 補欠 司 隆史君 竹谷とし子君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
---	---	---	---	---	--

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 健康保険法等の一部を改正する法律案 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の実業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員石垣のりこ君提出行政機関における生成AI活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問に対する答弁書(第四九号) 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 健康保険法等の一部を改正する法律 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の実業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和七年度食料・農業・農村の動向」及び「令和七年度食料・農業・農村施策」についての報告を受領した。	同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和七年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。 同日内閣から、自転車活用推進法第九条第三項の規定に基づく自転車活用推進計画の報告を受領した。 同日議長は、中華人民共和国山西省において五月二十二日発生した炭鉱ガス爆発事故による被害に対し、趙樂際同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞状を発送した。 一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 補欠 脇 雅昭君 長谷川 岳君 法務委員 辞任 補欠 有村 治子君 加田 裕之君 山崎 正昭君 小林孝一郎君 財政金融委員 辞任 補欠 小林孝一郎君 山崎 正昭君 文教科科学委員 辞任 補欠 勝部 賢志君 石橋 通宏君 厚生労働委員 辞任 補欠 石橋 通宏君 勝部 賢志君 川村 雄大君 原田大二郎君 経済産業委員 辞任 補欠 加田 裕之君 有村 治子君	国土交通委員 辞任 補欠 長谷川 岳君 脇 雅昭君 西田 実仁君 川村 雄大君 環境委員 辞任 補欠 原田大二郎君 西田 実仁君 国家基本政策委員 辞任 補欠 小池 晃君 吉良よし子君 予算委員 辞任 補欠 森 まさこ君 自見はなこ君 山本 順三君 長谷川英晴君 上田 勇君 佐々木雅文君 櫻井 祥子君 安達 悠司君 決算委員 辞任 補欠 いんどう周作君 星 北斗君 自見はなこ君 森 まさこ君 長谷川英晴君 出川 桃子君 かこしま彰宏君 奥村 祥大君 川村 雄大君 司 隆史君 佐々木雅文君 上田 勇君 佐々木りえ君 高木かおり君 安達 悠司君 櫻井 祥子君 吉良よし子君 小池 晃君 木村 英子君 伊勢崎賢治君 議院運営委員 辞任 補欠 末松 信介君 いんどう周作君 出川 桃子君 山本 順三君 司 隆史君 川村 雄大君
--	--	---	---

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員

辞任 補欠

鈴木 大地君 橋本 聖子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 嘉田由紀子君 (嘉田由紀子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第四四号)

法務委員会に付託

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための

国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(閣法第五〇号)

外交防衛委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書(北村晴男君提出)(第五一号)

昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

いんどう周作君 脇 雅昭君

法務委員

辞任 補欠

加田 裕之君 有村 治子君

小林孝一郎君 山崎 正昭君

財政金融委員

辞任 補欠

文教科学委員 山崎 正昭君 小林孝一郎君

辞任 補欠

厚生労働委員 石橋 通宏君 勝部 賢志君

辞任 補欠

経済産業委員 勝部 賢志君 石橋 通宏君

辞任 補欠

国土交通委員 有村 治子君 加田 裕之君

辞任 補欠

環境委員 脇 雅昭君 いんどう周作君

辞任 補欠

国家基本政策委員 西田 実仁君 原田大二郎君

辞任 補欠

予算委員 吉良よし子君 小池 晃君

辞任 補欠

決算委員 田村 まみ君 庭田 幸恵君

辞任 補欠

議院運営委員 出川 桃子君 山本 順三君

辞任 補欠

星 北斗君 末松 信介君

小池 晃君 吉良よし子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

産業技術力強化法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

日本国の自衛隊とフィリピン軍との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ君提出日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問に対する答弁書(第五〇号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

審査報告書

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和八年六月二日

国土交通委員長 辻元 清美

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通特定事業について、休廃止されたバス路線等にお

ける運送を地方公共団体の支援により再び実施する事業及び法定の検査に伴い旅客船による運送が一時的に休止する航路がある場合における利用者の利便を確保する事業を追加するほか、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費は、令和八年度一般会計予算において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通等勘定運営費交付金約九千五百万円の内数として、令和八年度財政投融资計画において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する財政融資四百二十五億円の内数として、それぞれ計上されている。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十四日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に、「第六節 鉄道再生事業（第二十六条・第二十七条）」を「第六節 鉄道再生事業（第二十六条・第二十七条）」を「第七節 自動車地域旅客運送サービス再構築事業（第二十六条の三―第二十六条の六）条の七―第二十七条）」に、「第七節」を「第九節」に、「第八節」を「第十節」に、「第九節」を「第十一節」に、「第十節」を「第十二節」に改める。

第一条中「近年における急速な」を削り、「の進展を」が急速に進展していること」に改め、「選好の変化」の下に「並びに旅客の運送に従事する人材の不足及びその運送の用に供する輸送施設の老朽化の進展を加える。

第二条第二号ハ中「第七号ロ」を「第八号ロ」に、「第十三号において」を「以下」に改め、同号ハ中「鉄道事業法による鉄道施設」を「鉄道施設（鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。第十号ホにおいて同じ。）」に改め、同条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同条第十三号イ(2)中「道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「及び」という。）を削り、同号ハ中「掲げる事業を規定する措置」に、「事業であつて、」を措置で「に、「ための事業」を「もの」に改め、「もの」の下に「について、地方公共団体がその実施を促進する事業を加え、同号を同条第十六号とし、同条中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 自動車地域旅客運送サービス再構築事業

業 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域又は自家用有償旅客運送（道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送であつて、自家用有償旅客運送者が行うものをいう。以下同じ。）に係る路線若しくは運送の区域（以下「バス路線等」と総称する。）でその全部若しくは一部が休止され、若しくは廃止され、又はこれらのおそれがあるものにおける運送を、運送の種類又は態様の別のいかんにかかわらず再び実施し、又は継続するために行う事業であつて、

地方公共団体が当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する第二号ハに掲げる者を国土交通省令で定めるところにより選定し、他の旅客自動車運送事業者（同法第四十三条第三項第一号に規定する旅客自動車運送事業者をいう。）、自家用有償旅客運送者、施設利用者運送サービス提供者その他の地域の関係者による当該選定をした者への人員の派遣、自動車その他の輸送施設の貸与又は運送に関する役務の一部の提供（第三章第七節において「人員派遣等」という。）のあつせんその他当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させるものをいう。

十三 海上運送利便確保事業 一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止すること地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便を確保するために

行う事業であつて、地方公共団体が次のイからハまでのいずれかに該当する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかつた場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者当該選定をした者がハに掲げる者である場合にあつては、当該一般旅客定期航路事業を営む者に当該航路における船舶による人の運送（一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行うものに限る。）を実施させるものをいう。

イ 当該一般旅客定期航路事業を営む者に代わつて当該航路における船舶による人の運送を行う者
ロ 当該一般旅客定期航路事業を営む者から委託を受けて当該航路における船舶による人の運送を行う者
ハ 当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行う者

第二条第九号中「又は当該鉄道事業者」を「（以下この号において「現行事業者」という。）又は当該現行事業者」に、「次に」を「次のイからニまでに」に改め、「ともに、」の下に「次のホ又はヘに掲げる措置その他の措置により」を加え、同号に次のように加える。

ホ 現行事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良（イからハまでに掲げる事業構造の変更とともに）を行うものにあつては、当該事業構造の変更前に行うものであつて、当該鉄道施設又は車両が当該事業構造の変更に係るものである場合に限る。）
ヘ 他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行時刻の設定

第二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「鉄道再生事業」の下に、「自動車地域旅客運送サービス再構築事業、海上運送利便確保事業」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 施設利用者用運送サービス提供者 教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であつて、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものをいう。

第四条第三項中「その他の」を、「施設利用者用運送サービス提供者その他の」に改め、同条第四項中「向上並びに」を「向上」に、「充実」を「充実並びに関係者相互間の連携と協働」に改める。

第六条第二項第四号中「学識経験者」の下に「地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体（次条第一項第三号において「連携促進団体」という。）を加える。

第七条第一項第一号中「地域公共交通計画に定めようとする」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 連携促進団体

第九条第一項及び第十四条第一項中「及び再生」を削る。

第十九条第一項中「及び再生」を削り、同条第三

項第三号中「海上運送高度化事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第四号中「申請」の下に「内容」を加える。

第二十三条第二項第三号中「事業構造の変更を」第二号イからニまでに掲げる事業構造の変更及び利用者の利便を確保する措置に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条に次の一項を加える。

3 前項第三号に掲げる事項には、鉄道事業再構築事業の実施に係る鉄道事業法の許可、認可若しくは確認の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十四条第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「へまで」を「りまで」に、「又は認可」を、「認可又は確認」に改め、同号中へをりとし、ハからホまでをへからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 鉄道事業法第十二条第一項の認可（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。） 同法第十二条第四項において準用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならない場合に該当すること。

ニ 鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。） 同法第十二条第四項において準用する同法第九条第二項において準用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならない場合に該当する

こと。

ホ 鉄道事業法第十三条第一項又は第二項の確認（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。） 同法第十三条第一項（同条第二項の規定により同条第一項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により当該確認をする場合に該当すること。

第二十五条第一項中「若しくは同法第七条第一項、」を、「同法第七条第一項若しくは第十二条第一項、同条第四項において準用する同法第九条第一項若しくは同法に、「の認可」を「認可若しくは同法第十三条第一項若しくは第二項の確認に改め、「第七条第三項」の下に「若しくは第十二条第二項、同条第四項において準用する同法第九条第三項若しくは同法第十三条第三項」を加え、「若しくは第十七条」を、「第十七条若しくは第二十八条第一項」に、「若しくは認可」を、「認可若しくは確認」に改め、第三章第五節に次の一条を加える。

（地方債の特例）

第二十五条の二 地方公共団体が、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業（第二号ホに掲げる措置に係る部分に限る。）で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第二十七条を第二十六条の二とする。

第二十八条第一項中「地域旅客運送サービス継続事業、」を「若しくは」に、「地域公共交通利便増進事業（以下）」を「自動車地域旅客運送サービス

再構築実施計画に定められた事業（第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。）、海上運送利便確保実施計画に定められた事業（第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）、地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。若しくは地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置（以下この項において「」に改め、同条第二項中「認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業、」を「若しくは」に改め、「又は」の下に「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。）、認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業（第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものにおいて同じ。）、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。第二十九条の二第一項において同じ。）、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。若しくは」を加え、「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改め、同条第三項中「認定鉄道事業再構築実施計画の下に」、認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、認定海上運送利便確保実施計画」を加え、同条第四項中「及び」を「又は」に改め、同条を第二十八条の二とし、第三章第十節中同条の前に次の一条を加える。

（鉄道事業再構築実施計画等の作成に係る資料又は情報の提供等の協力の求め）

第二十八条 地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実

施計画、海上運送利便確保実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。 第二十九条の二の見出し中「軌道運送高度化事業等」を「認定軌道運送高度化事業等」に改め、同条第一項中「地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業等」を「認定軌道運送高度化事業等（認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業を除く。第一号において同じ。）」に改める。 第三章第十節を同章第十二節とする。 第二十七条の十四第一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。 六 地域公共交通利便増進事業の実施により促進される第二号第十六号イからハまでに規定する措置（以下「利便増進措置」という。）の実施主体 七 利便増進措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法 第二十七条の十四第三項中「同号」を「利便増進措置に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「地域公共交通利便増進実施計画に係る」を削り、「を実施しよう」を「に係る利便増進措置を実施	施させよう」に、「当該事業」を「当該地域公共交通利便増進事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 第二項第二号に掲げる事項には、地域公共交通利便増進事業の実施に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許可、認可、特許、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。 第二十七条の十五第二項第三号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第三号を除く。ロにおいて同じ。）」を削り、同項第四号及び第五号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同項第六号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第二号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第七号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、同項第八号中「事業」を「利便増進措置」に改め、「又は同法第七十九条の七第一項の変更登録」を削り、「前項」を「前項」に改め、「申請」の下に「の内容」を、「いづれにも」の下に、「同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいづれにも」を加え、同項第九号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第三号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第十号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第十一号及び第十二号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「申請」の下に「の内容」を加え、同条第八	項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に、「を実施すべき者」を「の実施主体」に改める。 第二十七条の十六及び第二十七条の十七中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。 第二十七条の十八第一項及び第二項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改め、同条第四項中「当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加える。 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。 第三章第九節を同章第十一節とする。 第二十七条の七第一項中「活性化及び」を削る。 第三章第八節を同章第十節とする。 第二十七条の二第二項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。 六 地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送の実施主体 七 前号の運送に必要な資金の額及びその調達方法 第二十七条の二第六項中「前三項」を「第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項に規定する」を「前二項の規定により同意を得た」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中	「地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする」及び「を実施する路線等」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む」を「路線等において運送を実施している」に、「おける」を「において」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 5 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画（第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送に関する事項を定めるものに限る。第二十七条の四第二項において同じ。）を作成するときは、あらかじめ、道路運送法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者（前項の規定により同意を得た者を除く。）の同意を得なければならない。 第二十七条の二第二項の次に次の一項を加える。 3 前項第二号に掲げる事項には、地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る道路運送法又は海上運送法の許可、認可若しくは認定の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。 第二十七条の三第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「二まで」を「示まで」に、「又は認可」を「認可又は認定」に改め、同号イ中「（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）」を削り、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。 二 道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定 同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。
---	---	--	---

令和八年六月三日 参議院会議録第十八号 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

第二十七条の三第二項第五号イ中「第三号を除く。ハにおいて同じ。」を削り、同項第六号中「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同条第三項中「事業に関する」を削り、同条第八項中「地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者」を「前条第二項第六号に規定する実施主体」に、「従って地域旅客運送サービス継続事業」を「従って事業」に改める。	域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。	4 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者、当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供せようとする者、当該者への人員派遣等を行う者とする者その他の当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。	客運送サービス再構築実施計画の変更について準用する。 (自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定) 第二十六条の四 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
第二十七条の四第一項中「地域旅客運送サービス継続事業を」を「事業」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十	2 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域 二 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の内容(次号に掲げるものを除く。) 三 地方公共団体によるあつせんその他支援の内容 四 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施予定期間 五 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により見込まれる効果 六 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの実施主体 七 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により人員派遣等が行われる場合にあっては、人員派遣等の実施主体 八 第六号の地域旅客運送サービスの提供(前号に規定する場合にあっては、人員派遣等を含む。)に必要な資金の額及びその調達方法 九 前各号に掲げるもののほか、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項 3 前項第二号に掲げる事項には、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に係る道路運送法の許可、認可、認定、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を	5 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画(第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送(道路運送法第二十条に規定する営業区域外旅客運送をいう。以下同じ。)に関する事項を定めるものに限る。第二十六条の五第二項において同じ。)を作成するときは、あらかじめ、同法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者(前項の規定により同意を得た者を除く。)の同意を得なければならない。	2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。 二 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が自動車地域旅客運送サービス再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからトまでに掲げる許可、認可又は認定を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからトまでに定める基準に適合すること。 イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準
第三章中第七節を第九節とし、第六節の次に次の二節を加える。 第七節 自動車地域旅客運送サービス再構築事業 (自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施) 第二十六条の三 地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するための計画(以下「自動車地	3 前項第二号に掲げる事項には、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に係る道路運送法の許可、認可、認定、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を	6 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等(前二項の規定により同意を得た者を除く。)、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。 7 地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会に送付しなければならない。	イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号に掲げる基準

口 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準 ハ 道路運送法第九条の三第一項の認可 同条第二項の基準 二 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準 ホ 道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定 同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。 ヘ 道路運送法第三十五条第一項の許可 同条第二項の基準 ト 道路運送法第三十六条第二項の認可 同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準 四 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。 五 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録を受けなければならないものについては前項の規定による認定の申請の内容が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又	は第六号のいずれにも該当しないこと。 六 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等に限る。）のうち、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイ又はロに掲げる認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイ又はロに定める基準に適合すること。 イ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準 ロ 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可 同法第四十三条第五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する同法第四十三条第三項各号に掲げる基準 3 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に道路運送法第九条第一項又は第九条の三第一項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。 4 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。 5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該	認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 6 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 7 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。 8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた前条第二項第六号若しくは第七号に規定する実施主体が当該認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 9 第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 （道路運送法の特例） 第二十六条の五 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。次項及び第四項において同じ。）を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等を除く。次項及び第三項において同じ。）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項若しくは第三十五条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項若しくは第三十六条第二項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗合旅客自動車運送事業について同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第六項若しくは同法第十五条の三の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第七十九条の十一の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。 2 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。
--	--	---

令和八年六月三日 参議院会議録第十八号 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

3 認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業を実施するために、当該事業に係る一般乗合旅客自動車運送事業について路線(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行に係るものに限る。)又は事業を休止し、又は廃止するときは同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、当該事業に係る一般乗用旅客自動車運送事業について事業を休止し、又は廃止するときは同条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。	(施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者の協力) 第二十六条の六 施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 第八節 海上運送利便確保事業 (海上運送利便確保事業の実施) 第二十六条の七 地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して海上運送利便確保事業を実施するための計画(以下「海上運送利便確保実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。	確保事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項 3 前項第二号に掲げる事項には、海上運送利便確保事業の実施に係る海上運送法の許可、認可若しくは登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。 4 地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者、当該航路において船舶による人の運送を実施させようとする者、当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者その他の当該海上運送利便確保事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。	2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送利便確保実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 海上運送利便確保実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。 二 海上運送利便確保実施計画に定める事項が海上運送利便確保事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイから二までに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイから二までに定める基準に適合すること。 イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号に掲げる基準 ロ 海上運送法第七条第三項の認可 同条第四項の基準 ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準 ニ 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準 四 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。
4 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業(人員派遣等に限る。)のうち、道路運送法による旅客自動車運送事業について同法第十五条第一項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について同法第三十五条第一項の許可を受けなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。	2 海上運送利便確保実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 海上運送利便確保事業を実施する区域 二 海上運送利便確保事業の内容 三 海上運送利便確保事業の実施予定期間 四 海上運送利便確保事業の実施により見込まれる効果 五 海上運送利便確保事業の実施による人の運送の実施主体 六 海上運送利便確保事業の実施により第二条第十三号ハに規定する船舶の貸渡しが行われる場合にあつては、当該船舶の貸渡しの実施主体 七 第五号の人の運送(前号に規定する場合にあつては、同号の船舶の貸渡しを含む。)に必要な資金の額及びその調達方法 八 前各号に掲げるもののほか、海上運送利便	7 前三項の規定は、海上運送利便確保実施計画の変更について準用する。 (海上運送利便確保実施計画の認定) 第二十六条の八 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。	

五 海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請の内容が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。 三 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、海上運送利便確保実施計画に海上運送法第七条第三項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。 四 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る海上運送利便確保実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 五 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 六 第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。 七 国土交通大臣は、第二項の認定に係る海上運送利便確保実施計画(第四項の変更の認定又は第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送利便確保実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定海上運送利便確保実施計画に定められた前条第二項第五号若しくは第六号に規定する実施主体が当該認定海上運送利便確保実施計画に従つ	て事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 八 第二項の認定、第四項の変更の認定及び第五項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 (海上運送法の特例) 第二十七条 地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について前条第二項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。)を受けたときは、当該海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十一条第一項若しくは第十一条第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項若しくは第十一条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなす。 第二十九条の九中「第十節」を「第十二節」に、「同章第九節」を「同章第十一節」に、「第二十八条第一項」を「第二十八条の二第一項」に改める。 第三十八条第三号中「地域域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。 第四十四条第一号中「第二十八条第四項」を「第二十八条の二第四項」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から	施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (租税特別措置法の一部改正) 第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第八十三条の四中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。 (登録免許税法の一部改正) 第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 第三十四条の五中「(平成十九年法律第五十九号)の下に」を「第二十六条の三第一項(自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施)に規定する自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の同法第二十六条の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。))の認定、同法第二十六条の七第二項(海上運送利便確保事業の実施)に規定する海上運送利便確保実施計画の同法第二十六条の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。))の認定、同法を」を加え、「第二十七号の二第三項」を「第二十六条の三第四項の同意をした者、同法第二十七条の七第四項の同意をした者、同法第二十七号の二第四項に、」を	五項」に改め、「は、」の下に「当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る同法第二十六号の四第一項の規定による申請、当該海上運送利便確保実施計画に係る同法第二十六条の八第一項の規定による申請、」を加える。 別表第一 第二百五号中「第十五条(道路運送法の特例)」の下に「第二十六条の五第一項(道路運送法の特例)」を、「道路運送高度化実施計画の認定、」の下に「同法第二十六条の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定」を加え、「第三十四条第二項」を「第二十六条の五第四項若しくは第三十四条第二項」に、「第三十条第八項」を「第二十六条の四第二項の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定若しくは同法第三十条第八項」に改め、同表第二百二十五号の三中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の下に」を「第二十六号の五第一項若しくは第四項(道路運送法の特例)の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十六条の四第二項(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、同法」を加え、同表第二百三十三号中「第二十条(海上運送法の特例)」の下に「第二十七号(海上運送法の特例)」を加え、「第二十七号の三第二項」を「第二十六条の八第二項(海上運送利便確保実施計画の認定(同条
---	--	---	---

第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七条の第三第二項に改め、「第二十号」の下に「第二十七号」を加え、「第二十七条の十五第二項」を「第二十六条の八第二項の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項」に改める。 (物資の流通の効率化に関する法律の一部改正) 第五号 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第六号第二項第六号中「第二号第十二号」を「第二号第十五号」に改める。 (物資の流通の効率化に関する法律の一部改正に伴う調整規定) 第六号 この法律の施行の日が物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条中「第六号第二項第六号」とあるのは、「第四号第四号」とする。 2 前項の場合において、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律第六号第二項第六号の改正規定中「第二号第十二号」とあるのは、「第二号第十五号」とする。 (政令への委任) 第七号 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。	投票者氏名		日程第二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
	賛成者氏名		二二三名
	青木 一彦君	赤松 健君	中曽根弘文君
	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	西田 昌司君
	阿達 雅志君	有村 治子君	野上浩太郎君
	生稲 晃子君	石井 準一君	橋本 聖子君
	石井 浩郎君	石田 昌宏君	長谷川英晴君
	磯崎 仁彦君	井上 義行君	東野 秀樹君
	猪口 邦子君	今井絵理子君	福山 守君
	岩本 剛人君	いんどう周作君	藤川 政人君
上野 通子君	白井 正一君	船橋 利実君	
江島 潔君	大家 敏志君	星 北斗君	
岡田 直樹君	小川 克巳君	舞立 昇治君	
越智 俊之君	小野田紀美君	松川 るい君	
梶原 大介君	加田 裕之君	松村 祥史君	
片山さつき君	加藤 明良君	三原じゅん子君	
かまやち敏君	神谷 政幸君	宮本 和宏君	
北村 経夫君	木村 義雄君	森 まさこ君	
見坂 茂範君	上月 良祐君	山田 太郎君	
古賀友一郎君	古庄 玄知君	山谷えり子君	
小林 一大君	小林孝一郎君	山本 佐知子君	
こやり隆史君	酒井 庸行君	吉井 章君	
櫻井 充君	佐藤 啓君	若林 洋平君	
自見はなこ君	清水 真人君	渡辺 猛之君	
進藤金日子君	末松 信介君	石垣のりこ君	
鈴木 大地君	鈴木 宗男君	泉 房穂君	
高橋 克法君	高橋はるみ君	小沢 雅仁君	
滝波 宏文君	鶴保 庸介君	勝部 賢志君	
出川 桃子君	寺田 静君	木戸口英司君	
友納 理緒君	永井 学君	郡山りょう君	
		古賀 之士君	
		小西 洋之君	
		塩村あやか君	
		杉尾 秀哉君	
		田島麻衣子君	
		中西 祐介君	
		西田 英範君	
		野村 哲郎君	
		長谷川 岳君	
		馬場 成志君	
		福岡 資麿君	
		藤井 一博君	
		藤木 眞也君	
		古川 俊治君	
		本田 顕子君	
		牧野たかお君	
		松下 新平君	
		松山 政司君	
		宮沢 洋一君	
		宮本 周司君	
		山下 雄平君	
		山田 宏君	
		山本 啓介君	
		山本 順三君	
		若井 敦子君	
		脇 雅昭君	
		青木 愛君	
		石橋 通宏君	
		打越さく良君	
		鬼木 誠君	
		岸 真紀子君	
		熊谷 裕人君	
		古賀 千景君	
		小島とも子君	
		斎藤 嘉隆君	
		柴 慎一君	
		高木 真理君	
		田名部匡代君	
		辻元 清美君	
		長浜 博行君	
		広田 一 君	
		牧山ひろえ君	
		水岡 俊一君	
		森 ゆうこ君	
		山内佳菜子君	
		吉川 沙織君	
		蓮 舫君	
		磯崎 哲史君	
		伊藤 辰夫君	
		牛田 菜友君	
		奥村 祥大君	
		川合 孝典君	
		小林さやか君	
		竹詰 仁君	
		堂込麻紀子君	
		芳賀 道也君	
		浜野 喜史君	
		平戸 航太君	
		水野 孝一君	
		秋野 公造君	
		伊藤 孝江君	
		川村 雄大君	
		川々木雅文君	
		佐々木雅文君	
		下野 六太君	
		高橋 光男君	
		竹谷とし子君	
		司 隆史君	
		原田大二郎君	
		三浦 信祐君	
		横山 信一君	
		浅田 均君	
		徳永 エリ君	
		羽田 次郎君	
		福士 珠美君	
		三上 えり君	
		村田 享子君	
		森本 真治君	
		横沢 高德君	
		吉田 忠智君	
		足立 康史君	
		伊藤 孝恵君	
		上田 清司君	
		江原くみ子君	
		かこしま彰宏君	
		後藤 斎君	
		榛葉賀津也君	
		田村 まみ君	
		庭田 幸恵君	
		浜口 誠君	
		原田 秀一君	
		舟山 康江君	
		山田 吉彦君	
		石川 博崇君	
		上田 勇君	
		窪田 哲也君	
		里見 隆治君	
		杉 久武君	
		竹内 真二君	
		谷合 正明君	
		西田 実仁君	
		平木 大作君	
		宮崎 勝君	
		青島 健太君	
		石井 苗子君	

石井めぐみ君 猪瀬 直樹君 上野はたる君 岡崎 太君 嘉田由紀子君 片山 大介君 金子 道仁君 串田 誠一君 佐々木りえ君 柴田 巧君 石 平君 高木かおり君 中条きよし君 新実 彰平君 松沢 成文君 松野 明美君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 白川 容子君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山添 拓君 北村 晴男君 百田 尚樹君 伊波 洋一君 高良 沙哉君 安野 貴博君 尾辻 朋実君 福島みずほ君 ラサル石井君 ながえ孝子君 平山佐知子君 福山 哲郎君 望月 良男君	反対者氏名 二一名 安達 悠司君 安藤 裕君 岩本 麻奈君 梅村みずほ君 大津 力君 神谷 宗幣君 後藤 翔太君 櫻井 祥子君 塩入 清香君 杉本 純子君 中田 優子君 初鹿野裕樹君 松田 学君 宮出 千慧君 山中 泉君 伊勢崎賢治君 大島九州男君 奥田ふみよ君 木村 英子君 天畠 大輔君 齊藤健一郎君	行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 令和八年五月二十日 参議院議長 関口 昌一殿 石垣のりこ	デジタル庁は、生成ＡＩ利用環境「源内」の実装を進めており、令和八年五月から政府職員を対象とした大規模実証を実施することとしている。生成ＡＩについては、文書作成、画像生成、情報整理等において一定の有用性がある。一方、その生成物については、入力する指示語や修正指示の内容により結果が大きく左右される特性がある。	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊は令和八年四月二十九日、新しいロゴマーク（以下「当該ロゴ」という。）をSNSで公開した。その後、好戦的等の批判が続出したことを受け、同連隊は当該ロゴの使用を中止するとし、投稿を削除した。同年五月三日付けの毎日新聞配信記事によれば、当該ロゴは、隊員が生成ＡＩ「ChatGPT」に対し、「ゾウ」、「マンモス」、「かっこいい」、「青い炎」、「擬人化」、「自衛隊」といった指示語を入力して作成したとされている。また、当該ロゴは、同報道において例示された指示語のみでは生成が困難とみられるドクロ、鎖、小銃等の表現が含まれ、また、タイの国境警備警察に関連したとみられるロゴと酷似しており、「著作権を侵害しているのでは」との指摘もあつたとされている。その	ため、実際に入力された指示語や修正指示、参照された画像については、検証のための重要な情報となる。	しかし、行政機関において生成ＡＩを活用した場合、入力した指示語、修正指示、参照画像、生成履歴（以下「指示語等」という。）が、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）に規定する行政文書として整理・保存されるか必ずしも明らかではない。	生成ＡＩによる生成物の作成過程も行政意思形成過程又は政策形成過程の一部になり得るものである。事後検証の可能性、説明責任の確保、著作権その他知的財産権上の問題への対応等、行政の適正性確保の観点から、指示語等についても一定の記録保存が必要と考える。	以上を踏まえて、以下質問する。 一 行政機関において生成ＡＩを活用した場合、入力した指示語等は、公文書管理法に規定する行政文書に該当し得ると考えるが、政府の認識を示されたい。	二 生成ＡＩによる生成物の作成過程も行政意思形成過程又は政策形成過程の一部になり得ると考えるが、政府の認識を示されたい。	三 行政機関において生成ＡＩを活用した場合、指示語等について、保存義務、記録基準又は管理基準を定めているか示されたい。定めている場合、その内容を示されたい。	四 政府は、生成ＡＩを活用して当該ロゴを作成した際の指示語等を保存しているか示されたい。保存している場合、保存の根拠及び保存期間を示されたい。保存していない場合、事後検証の可能性及び説明責任の確保の観点から問題	があると考えるが、政府の認識を示されたい。 五 行政機関における生成ＡＩの活用について、事後検証の可能性、説明責任の確保、著作権その他知的財産権上の問題への対応等、行政の適正性確保の観点から、指示語等を行政文書として保存の対象とすべきと考えるが、政府の認識を示されたい。	六 行政機関における生成ＡＩ活用時の記録保存のため、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び各行政機関における行政文書の管理規則等の整備を行う必要があると考え、政府の認識を示されたい。必要があるとする場合、今後の制度、ガイドライン及び管理規則等の整備方針を示されたい。 右質問する。	令和八年五月二十九日 内閣総理大臣 高市 早苗 参議院議長 関口 昌一殿 参議院議員石垣のりこ君提出行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。	参議院議員石垣のりこ君提出行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問に対する答弁書 一及び五について 御指摘の「指示語等」の具体的に意味するところが必要しも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する
--	---	---	--	---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	---

行政文書をいう。以下同じ。に当たるか否かに
ついては、各行政機関において、個別具体的な
状況に即して判断されるべきものと考えてい
る。

二について

御指摘の「生成AIによる生成物の作成過程
も行政意思形成過程又は政策形成過程の一部に
なり得る」の意味するところが明らかではない
ため、お答えすることは困難である。

三及び六について

御指摘の「指示語等」の具体的に意味するこ
ろが必ずしも明らかではないが、行政文書の管
理については、公文書等の管理に関する法律及
び公文書等の管理に関する法律施行令(平成二
十二年政令第二百五十号)並びに「行政文書の管
理に関するガイドライン」(平成二十三年四月一
日内閣総理大臣決定)を踏まえてそれぞれの行
政機関の長が設ける行政文書の管理に関する定
めにおいて定められており、各行政機関におい
て行政文書に当たると判断した場合において
は、当該行政機関において、これらの法令及び
当該定めに従って行政文書の管理を行うことと
なる。このことから、現時点においては、御指
摘のように「行政機関における生成AI活用時
の記録保存のため、公文書管理法、行政文書の
管理に関するガイドライン及び各行政機関にお
ける行政文書の管理規則等の整備を行う必要が
ある」とは考えていない。

四について

御指摘の「指示語等」の具体的に意味するこ
ろが必ずしも明らかではないが、人工知能関連
技術の研究開発及び活用の推進に関する法律
(令和七年法律第五十三号)第二条に規定する人

工知能関連技術を用いて、御指摘の「当該ロゴ」
を作成する過程において入力した情報であつ
て、防衛省において現時点で確認した範囲のも
のについては、防衛省行政文書管理規則(平成
二十三年防衛省訓令第十五号)別表第一の五の
項の(一)のアに掲げる行政文書として保存して
おり、当該行政文書の保存期間は二十年であ
る。

日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

令和八年五月二十二日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質
問主意書

刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十二条第
一項は、「外国に対して侮辱を加える目的で、そ
の国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は
汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以
下の罰金に処する。」と規定している。また、同条
第二項は、「前項の罪は、外国政府の請求がなけ
れば公訴を提起することができない。」と規定して
いる。

二〇二五年十月二十日の「自由民主党・日本維
新の会連立政権合意書」では、「令和八年通常国会
において、「日本国国章損壊罪」を制定し、「外国
国章損壊罪」のみ存在する矛盾を是正する。」とさ
れた。同合意書に基づき、現在、与党内では、日

本国国章損壊罪の制定に向けた検討が行われてい
ると承知している。

外国国章損壊罪の保護法益は、我が国の外交的
利益、外国との友好関係、国際礼讓等と解されて
いる。一方、日本国国章損壊罪の保護法益は、日
本国国章の尊厳又は權威の保護であり、性質が異
なるとの指摘がある。また、国旗の損壊行為は政
治的・思想的表現として行われる場合があり、日
本国国章損壊罪の制定に当たっては、日本国憲法
第十九条で保障される思想及び良心の自由、第二
十一条で保障される表現の自由との関係について
慎重な検討が必要である。

我が国では、戦前、天皇及び皇族に対する「不
敬」を処罰する不敬罪が存在していたが、日本国
憲法施行後に廃止された。また、米国では、連邦
最高裁判所が一九八九年、国旗焼却行為は、政治
的表現として憲法上保護されると判示した。同
年、国旗保護法が制定されたが、同裁判所は翌一
九九〇年に同法を違憲と判断し、同法は無効と
なった。しかし、トランプ大統領は二〇二五年、
国旗に対する冒瀆を「攻撃的で挑発的」とみなし、
米国旗を侮辱した者を訴追するよう司法長官に指
示する大統領令に署名した。

国旗に対する批判、嫌悪又は侮辱的表現を伴う
行為は、不快又は不適切と受け止められる場合が
ある。しかし、不快又は不適切であることのみを
理由として、同行為を刑罰により規制することが
憲法上許容されるか、極めて慎重な検討が必要で
ある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 刑法第九十二条第一項の保護法益は、我が国
の外交的利益、外国との友好関係、国際礼讓等
であり、外国の「国旗その他の国章」の尊厳又は

權威の保護ではないと考えるが、政府の認識を
示されたい。

二 刑法第九十二条第二項において、「外国政府
の請求がなければ公訴を提起することができな
い。」と規定されている理由を示されたい。

三 刑法第九十二条第一項において、単に外国の
「国旗その他の国章」を物理的に損壊した行為の
みではなく、「外国に対して侮辱を加える目的」
が、処罰の要件とされている理由を示されたい。

四 国旗を損壊する行為について、その目的、意
図又は政治的意味内容によつて法的評価が異な
り得ると政府は考えているか示されたい。例え
ば、政治的抗議としての国旗焼却行為と宗教的
儀礼又は処分目的での同行為とでは、法的評価
が異なり得ると考えるが、政府の認識を示され
たい。

五 日本国国章を損壊する行為を処罰対象とする
立法を行う場合、日本国憲法上の思想及び良心
の自由、表現の自由との関係で生じる課題につ
いて、政府の認識を示されたい。

六 日本国国章を損壊する行為を処罰対象とする
立法を行う場合、その目的、意図又は政治的意
味内容によつて処罰の判断が異なり得ると考え
るが、政府の認識を示されたい。

七 不敬罪が廃止された趣旨には、国家又は国家
の象徴に対する敬意を刑罰によつて強制してい
たことへの反省が含まれていると考えるが、政
府の認識を示されたい。

八 米国の連邦最高裁判所が、国旗焼却行為は政
治的表現として憲法上保護されると判示したこ
とを、政府は承知しているか示されたい。ま

た、同判示の趣旨に対する政府の認識を示されたい。

九 国旗に対する批判、嫌悪又は侮辱的表現を伴う行為について、日本国憲法上の思想及び良心の自由、表現の自由に照らして保障されると考えるか、政府の認識を示されたい。
右質問する。

令和八年六月二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十二条は、同法第二編第四章の「国交に関する罪」の中に置かれているとおり、我が国の外交作用の円滑、安全等を考慮して規定されたものと考えられ、御指摘の「外国に対して侮辱を加える目的」との要件についても、こうした趣旨を踏まえて規定されたものと考えられる。

二について

刑法第九十二条第二項については、個々の外国の文化や慣習が必ずしも我が国と同じではなく、我が国において侮辱に相当する行為であっても当該外国においてはそうではないこともあること等から、同条第一項の罪に係る起訴又は不起訴の判断を檢察官に一任することは適当で

はないことを踏まえて規定されたものと考えられる。

四から六までについて

お尋ねの点については、御指摘の「自由民主党・日本維新の会連立政権合意書」において「日本国国章損壊罪」を制定することが提起されたことを踏まえ、現在、自由民主党及び日本維新の会において議論が行われている事柄であると承知しており、政府としてお答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねの「反省が含まれている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、刑法第七十四条及び第七十六条については、憲法の定める国民平等の趣旨を踏まえて削除されたものと考えられる。

八について

米国の連邦最高裁判所が同国の国旗を焼却する行為と米国憲法との関係について判示した例があることについては承知しているが、お尋ねの「同判示の趣旨に対する政府の認識」についてお答えすることは、他国の具体的な司法判断を日本国政府として論評することとなることから、差し控えたい。

九について

御指摘の「国旗に対する批判、嫌悪又は侮辱的表現を伴う行為」の態様は様々であると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、外部に向かってその思想等を表す行為は憲法第二十一条第一項により保障されるが、公共の福祉のため必要な場合に、合理的な限度において制約を受けることはあり得ると考えられる。

